

第2次男女共同参画計画（甲賀市女性活躍推進計画）進捗状況調査表

基本目標 I. 家庭・地域における男女共同参画

1. 学習機会の充実、意識啓発

① 情報提供・学習機会の充実

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）をなくすための啓発を行う。	商工労政課	男女共同参画推進事業	男女共同参画・女性活躍をテーマにした出前講座や人権学習を実施する機会がなかったが、ホームページや条例のリーフレットを配布した。また、女性の社会課題やジェンダー平等などについて広く知っていたため、資料の展示、啓発品の配布を行った。	市内企業・事業所約600社への各事業案内通知に条例リーフレットを配布した。また、市役所庁舎内にて、「国際女性デー」をはじめ、女性の社会課題やジェンダー平等などについて広く知っていたため、資料の展示、啓発品の配布を行った。	あらゆる場面で条例のリーフレットや啓発品を配布することで周知・啓発、また、言葉の認知度の向上につながった。	まだまだ固定的性別役割分担意識が根強く残っているため、SNSなどを積極的に活用した啓発方法を検討する必要がある。	条例・計画の周知を行うとともに、SNSなどを積極的に活用した広報や出前講座などを通じて、固定的性別役割分担意識の解消を図る。
	人権推進課	人権教育啓発事業	女性の人権やジェンダーに関わる啓発チラシの作成や、啓発DVDの購入・案内をすることで啓発に努めた。	人権尊重のまちづくりリーダー研修では啓発紙を資料に7回の研修を行った。また、市内16区・自治会で啓発紙を使用したまちづくり懇談会を実施した。	人権尊重のまちづくりリーダー研修会では、全7回で区長、自治会長、人権・同和教育推進員、市職員など419人の参加があった。	懇談会やセミナー開催の周知方法を工夫し、参加者の増加と参加者層の拡大を目指したい。	懇談会やセミナーの開催に努める。また、まちづくりリーダー研修などで、作成した啓発紙を用いた啓発を試みる。
男女共同参画の考え方や言葉を周知する。	商工労政課	男女共同参画推進事業	男女共同参画・女性活躍をテーマにした出前講座や人権学習を実施する機会がなかったが、ホームページや条例のリーフレットを配布した。また、女性の社会課題やジェンダー平等などについて広く知っていたため、資料の展示、啓発品の配布を行った。	市内企業・事業所約600社への各事業案内通知に条例リーフレットを配布した。また、市役所庁舎内にて、「国際女性デー」をはじめ、女性の社会課題やジェンダー平等などについて広く知っていたため、資料の展示、啓発品の配布を行った。	あらゆる場面で条例のリーフレットや啓発品を配布することで周知・啓発、また、言葉の認知度の向上につながった。	まだまだ固定的性別役割分担意識が根強く残っているため、SNSなどを積極的に活用した啓発方法を検討する必要がある。	条例・計画の周知を行うとともに、SNSなどを積極的に活用した広報や出前講座などを通じて、固定的性別役割分担意識の解消を図る。
	人権推進課	人権教育啓発事業	女性の人権やジェンダーに関わる啓発チラシの作成や、啓発DVDの購入・案内をすることで啓発に努めた。	人権尊重のまちづくりリーダー研修では啓発紙を資料に7回の研修を行った。また、市内16区・自治会で啓発紙を使用したまちづくり懇談会を実施した。	人権尊重のまちづくりリーダー研修会では、全7回で区長、自治会長、人権・同和教育推進員、市職員など419人の参加があった。	懇談会やセミナー開催の周知方法を工夫し、参加者の増加と参加者層の拡大を目指したい。	懇談会やセミナーの開催に努める。また、まちづくりリーダー研修などで、作成した啓発紙を用いた啓発を試みる。
男女共同参画の研修会や学習会を実施する。	商工労政課	男女共同参画推進事業	男女共同参画・女性活躍をテーマにした出前講座を実施する機会がなかった。	出前講座など対面形式での啓発ができなかつた。	出前講座などで啓発ができなかつたが、あらゆる場面でリーフレットを配布することで周知・啓発につながった。	条例や計画、男女共同参画の考え方、言葉について理解する学習会や研修会など学習の場の創出が必要である。	条例・計画の周知を行うとともに、学習する場やセミナーの開催や啓発を検討する。
	人権推進課	人権教育啓発事業	女性の人権やジェンダーに関わる啓発チラシの作成や、啓発DVDの購入・案内をすることで啓発に努めた。	人権尊重のまちづくりリーダー研修では啓発紙を資料に7回の研修を行った。また、市内16区・自治会で啓発紙を使用したまちづくり懇談会を実施した。	人権尊重のまちづくりリーダー研修会では、全7回で区長、自治会長、人権・同和教育推進員、市職員など419人の参加があった。	懇談会やセミナー開催の周知方法を工夫し、参加者の増加と参加者層の拡大を目指したい。	懇談会やセミナーの開催に努める。また、まちづくりリーダー研修などで、作成した啓発紙を用いた啓発を試みる。

② 次世代への男女共同参画の推進

重点

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
性差にとらわれることなく個人差等を大切にした教育・保育の充実に努める。	保育幼稚園課	保育士研修事業	・園内人権研修会 ・市内人権研修会 ・滋賀県人権保育研究集会 ・夏季学習会 ・滋賀県人権教育研究大会 ・全国人権保育研究集会	・各園で職員人権研修を実施 ・市の職員人権研修を実施（2回） ・滋賀県人権保育研究集会に参加 ・夏季学習会に参加 ・全国人権保育研究集会に参加	参集型研修会への参加が増え、新しい知識を得たり他者の意見を聞いたりすることで、人権感覚が高められた。	継続した人権研修を行い、保育士自身の人権意識や感覚をより一層磨いていく。	・園内人権研修会 ・市内人権研修会 ・滋賀県人権保育研究集会 ・夏季学習会 ・滋賀県人権教育研究大会 ・全国人権保育研究集会
	学校教育課	教育振興一般事務 小学校教育振興事務 中学校教育振興事務	各校の学校教育目標における児童生徒の実態を踏まえ、学校教育活動全般を通して実施した。	個々のよさを認め合い、協働的に学校生生活を送ることで自己有用感に裏付けられた自尊感情を育むことができた。	学校教育全般において、個々のよさを認めあう学習を進めることができた。	単学級学校における人間関係の固定から柔軟な関係づくりが困難なことがある。	各校学校教育目標における児童生徒の実態を踏まえ、学校教育活動全般を通して実施する。
	人権推進課	学校園人権教育推進事業	「甲賀の人権教育基底プラン」を活用し、各学校・園の人権教育計画に個別のアプローチとして、「女性の人権」や「性の多様性」といった課題についての保育・教育を位置づけ、取り組んだ。	「甲賀の人権教育基底プラン」を活用し、各学校・園の人権教育計画を元に保育・授業を考えることを通して、ジエンダーにとらわれない園づくり、学校環境や学校経営を啓発した。	「女性の人権」や「性の多様性」といった個別課題を具体的に取り上げる教科や教育活動を例示した補助資料「重要課題プログラム」を活用し、授業公開を推進した。 中学校の人権学習で性の多様性を扱う研究会があり、校種を超えた参加者が研究協議会や指導助言から学びを深めた。	保育・授業研究会について、園内校内研修と兼ねて開催することができた。ブロック内校園一人以上の参加を要請しているが、叶わない現実があった。	意義を共有し、重要課題プログラムを活用した授業づくり、授業研究会に継続して取り組む。保護者向け研修等を通じて、性的志向や性自認に対する正しい理解を深めていくよう啓発する。
小学校や中学校等で男女共同参画について考える学習活動を推進する。	学校教育課	小学校教育振興事務 ふるさと甲賀地域学習推進事業（小学校） 中学校教育振興事務 ふるさと甲賀地域学習推進事業（中学校）	・各校、各教科・道徳・総合的な学習の時間等において、教材、副読本等を活用などを通して実施した。 ・学校生活の場面において、日常的・継続的に指導・助言を行った。	普段の学校生活の中で、日常的・継続的に指導助言を行った。	授業の中で、性別の違いによる偏見や不合理などについて考え、誰もが活躍できる社会についての学習を進めることができた。	児童会・生徒会、委員会活動での啓発活動等、児童、生徒の積極的な実践には十分につなげられていない。	課題解決のために、あらゆる学習の機会を通して、計画的に実施する。また、学校生活の場面における身近な事柄から学ぶ機会を設定する。
	商工労政課	男女共同参画推進事業	滋賀県作成の小中学校向けの副読本の活用について、学校等への周知・啓発を行った。	滋賀県作成の小中学校向けの副読本の活用について案内を行った。	滋賀県作成の小中学校向けの副読本の活用をした学習活動につながった。	副読本を活用した学習活動について、関係課との連携が必要である。	教育委員会と連携し、副読本を活用した学習活動を推進する。
男女共同参画について考える生涯学習活動を推進する。	社会教育スポーツ課	水口中央公民館運営事業 土山中央公民館運営事業 かふか生涯学習館運営事業 甲南公民館運営事業 信楽中央公民館運営事業	「シルバー大学」は全体学習会を開催するなど、学びの機会を増やす取り組みを行なう。「夢の学習」の講座を二つに合わせて充実させるなど、男女共同参画を学習する機会をつくる。	「シルバー大学」の全体学習会を開催した。また歴史講座の現地研修を旧町ごとに分けて実施するなど、男女共同参画を学習する機会をつくる。	「シルバー大学」「夢の学習」それぞれの講座について、新しい講座を開講するなど、男女共同参画等について考える機会となつた。	「シルバー大学」は受講者が減少しているので受講者を増やす方策の検討が必要	「シルバー大学」は全体学習会を開催するなど、学びの機会を増やす取り組みを行なう。「夢の学習」の講座を二つに合わせて充実させるなど、男女共同参画を学習する機会をつくる。

2. だれもが参画できる地域づくり

① 地域での男女共同参画の推進

重点

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
地域の人権学習として男女共同参画が話し合えるよう働きかける。	人権推進課	人権教育啓発事業	女性の人権やジェンダーに関わる啓発チラシの作成や、啓発DVDの購入・案内をすることで啓発に努めた。	人権尊重のまちづくりリーダー研修では啓発紙を資料に7回の研修を行った。また、市内16区・自治会で啓発紙を使用したまちづくり懇談会を実施した。	人権尊重のまちづくりリーダー研修会では、全7回で区長、自治会長、人権・同和教育推進員、市職員など419人の参加があった。	懇談会やセミナー開催の周知方法を工夫し、参加者の増加と参加者層の拡大をめざしたい。	懇談会やセミナーの開催に努める。また、まちづくりリーダー研修などで、作成した啓発紙を用いた啓発を試みる。
	商工労政課	男女共同参画推進事業	男女共同参画・女性活躍をテーマにした市内企業・事業所約600社への各事業案内通知に条例リーフレットを配布した。また、市役所庁舎内にて、女性の社会課題やジェンダー平等などについての資料の展示、啓発品の配布を行った。	あらゆる場面で条例のリーフレットや啓発品を配布することで周知・啓発、また、言葉の認知度の向上につながった。	まだまだ固定的性別役割分担意識が根強く残っているため、SNSなどを積極的に活用した啓発方法を検討する必要がある。	条例・計画の周知を行うとともに、SNSなどを積極的に活用した広報や出前講座などを通じて、固定的性別役割分担意識の解消を図る。	
区・自治会、自治振興会（まちづくり協議会）等の役員等に女性の積極的な登用を働きかける。	市民活動推進課	地域課題解決推進事業	市民参画・協働推進検討委員会において、市民のまちづくりへの参画推進や協働推進を進めるに当たり、委員会への女性の参画を促した。また、区・自治会における女性役員の登用推進に向けた啓発を行う。	委員改選について、既存の委員への継続を依頼するとともに、広く公募を行うなどして委員会委員への女性の参画を促す方法を実施した。	委員改選について、既存の委員への継続を依頼し、5名中2名から継続の意思表示をいただいたほか、公募で新規2名の応募があった。	委員改選について、個々の事情により継続が困難な委員がおられ、既存の女性委員が減少した。また、公募者の割合は男性が多く、結果的に女性委員の割合が前回委員より減少した。今後の改選時には選考方法を検討する必要がある。また、区・自治会における女性役員の登用推進については、以前から男女比が著しく差がある傾向もあり、女性参画が進んでいない。	市民のまちづくりへの参画推進や協働推進、甲賀市まちづくり基本条例等について市民参画・協働推進検討委員会のほか、パブリックコメントなど幅広く男女ともに広く意見を聴取する機会を設ける。また、継続して区・自治会における女性役員の登用推進に向けた啓発を行う。
	商工労政課	男女共同参画推進事業	男女共同参画などの周知・啓発や、女性の地域・社会参画への働きかけを行う。	各役員等などあて職に、積極的に女性を登用するよう市民活動推進課を通じて呼びかけた。	女性が役員を担う区・自治会・自治振興会（まちづくり協議会）等が少しずつ増えている。	区・自治会・自治振興会（まちづくり協議会）等地域活動において、女性登用率が他市町の平均を下回っている。	区・自治会・自治振興会（まちづくり協議会）等、地域活動において女性の参画を推進する。
まちづくりに関わる女性の人材を育成し、参加を促進する。	市民活動推進課	まちづくり活動センター運営事業	・市民活動支援（テーマ型、アソシエーション型） ・住民自治組織支援（自治振興会、区・自治会） ・資金調達支援 ・情報発信支援 ・活動拠点の提供	人材育成事業連続講座として「まちでつながるワークショップ」「チラシ作成講座」「インボイス制度講座」「こうかまちづくりスタートアップ・ブラックシユアップ塾」を実施した。また、市民の交流機会となる「こうかまちづくりカレッジ」「地域づくり屋台村」を開催し、市民活動の裾野が広がるよう取り組みを実施した。	まちづくりカレッジでは、多種多様な講座を開催しましたが、女性も講師をしていただくなど、男女共同参画の視点で取組を進めることができた。また、講師をしてくれた女性が、令和7年度からまる一むのまちづくり推進員として来ていただくなど、まちづくりの人材育成につながっている。	講座等を開催しているが、運営に携われるような人材の育成等には、うまくつながっていない。講座の開催だけではなく、関係性を構築する施策を実施する必要がある。	まちづくり推進員を2名増員し、中間支援組織体制を整える。また、講座の開催等による市民活動団体等への支援を実施し、まちづくりに関わる市民のすそ野を広げる。女性の参画を促す。
	社会教育スポーツ課	水口中央公民館運営事業 土山中央公民館運営事業 かふか生涯学習館運営事業 甲南公民館運営事業 信楽中央公民館運営事業	主催講座への女性スタッフのさらなる参加を促すとともに、新たな人材を確保し、事業の安定的な運営を目指す。また、自主学習団体に対しても積極的な活動支援を行う。	夢の学習では、ボランティアスタッフとして携わった人材が、新しい活動に取組み始めるなど、挑戦・活躍できるい場所となった。	本講座へ継続的に参加いただく女性の姿が増加した。夢の学習事業は女性の参画率が高い。	新たな人材育成に向けて「夢の学習」とも問題意識を共有しながら、密接な連携を図っていく必要がある。	主催講座への女性スタッフのさらなる参加と活躍を促すために、生涯学習で地域とつながりを持てる取組をおこなう。また自主学習団体に対しても積極的な活動支援を行う。
市民活動団体に男女共同参画の視点での活動を働きかける。	市民活動推進課	市民協働事業提案制度事業	市民協働事業提案制度へ男女共同参画の視点で提案されるよう市民活動団体へ働きかけるとともに、府内担当部署と調整を実施する。また、提案事業の採択を実施する。	提案団体と担当課により事業を協働で実施した。 ・まちおこし音楽祭 ・甲賀にんじゃロボコン ・地域資源の見える化	提案された事業については、協働の視点で取り組むとともに、事業実施主体に女性が参画するなど、男女共同参画の視点で事業が取り組めた。また、甲賀市市民協働事業提案制度審査委員の半数が女性であり、男女共同参画の視点も踏まえた市民活動につながっている。	協働事業以外の普段施設を活用している市民活動団体に対して、男女共同参画の啓発等ができていない。また、今後地域を担う若者との接点がないことから、若者との協働事業等の推進等が必要である。	これまでとは視点を変え、市民活動に比較的無関心である若者に対して、若者ラウンドテーブル、若者提案事業等を実施することで市民参画を促す。

② 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
男女共同参画の視点を組み入れた防災意識の向上を図るため、地域住民が知識を習得できる機会を充実する。	危機管理課	消防活動推進事業 災害対策事業 災害対策事務	避難所における女性参画や多様な性などに対する視点も踏まえ、様々な団体に参画いただき、避難所運営訓練等を実施する。	避難所における女性参画や多様な性などに対する視点も踏まえ、様々な団体に参画いただき、避難所運営訓練等を実施した。(油日自治振興会 R6.12.7)	避難所運営マニュアル更新ができた。	避難所における女性参画や多様な性などに対する視点も踏まえ、様々な団体に参画いただき、避難所運営訓練等を継続する仕組みが必要である。	避難所における女性参画や多様な性などに対する視点も踏まえ、様々な団体に参画いただき、避難所運営訓練等を実施する。
だれもが参画できる自主防災組織の設立・育成を支援する。	危機管理課	災害対策事業	女性防災士の意見集約及び避難所運営マニュアルに反映(女性防災士意見交換の場の醸成等)する。	女性の防災士資格の新規取得について資格取得に係る費用に対する補助金を交付した。 (令和6年度実績: 19人中6人)	女性防災士を単調増加させた。	女性防災士の意見集約及び避難所運営マニュアルに反映(女性防災士意見交換の場の醸成等)する仕組みづくりが必要である。	女性防災士の意見集約及び避難所運営マニュアルに反映(女性防災士意見交換の場の醸成等)する。

3. 男性のための男女共同参画の推進

① 男性にとっての男女共同参画

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
男女共同参画への男性の理解促進や意識改革を図る。	商工労政課	男女共同参画推進事業	男女共同参画・女性活躍をテーマにした出前講座や人権学習を実施する機会がなかったが、ホームページや条例のリーフレットを配布した。また、女性の社会課題やジェンダー平等などについて広く知っていたため、資料の展示、啓発品の配布を行った。	市内企業・事業所約600社への各事業案内通知に条例リーフレットを配布した。また、市役所庁舎内にて、「国際女性デー」をはじめ、女性の社会課題やジェンダー平等などについて広く知っていたため、資料の展示、啓発品の配布を行った。	あらゆる場面で条例のリーフレットや啓発品を配布することで周知・啓発、また、言葉の認知度の向上につながった。	まだまだ固定的性別役割分担意識が根強く残っているため、SNSなどを積極的に活用した啓発方法を検討する必要がある。	条例・計画の周知を行うとともに、SNSなどを積極的に活用した広報や出前講座などを通じて、固定的性別役割分担意識の解消を図る。

② 男性の家庭への参画

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
男性の家事、育児等への参画のための啓発を行う。	子育て政策課	子育て応援啓発事業 子ども子育て情報発信ポータルサイト事業 室内多目的広場運営事業 各子育て支援センター運営事業 子ども・子育て応援団ネットワーク事業	・父親対象講座や「おとうさんとオープンルーム」を開催した。おしゃべり会(予防型プログラム)の時間を設定することで父親のサポートをした。 ・官民連携により、チーム育児スタートアップセミナーは各子育て支援センターで1回ずつ、計5回開催した。	・父親対象のオープンルームを2か所の子育て支援センターで12回開催した。(参加者延べ69組) ・育児スタートアップセミナーは各子育て支援センターで1回ずつ、計5回開催した。	・講座やおしゃべり会の時間を設定することで、父親同士の交流や情報交換ができ、子育てのヒントを得たり悩みが解決したりする機会となっていた。 ・セミナーはチームで育児するためのきっかけ作りになった。	・父親向けの事業の周知と参加しやすい内容や日時設定を今後もしていく。おしゃべり会(予防型プログラム)の時間を設定することで父親のサポートをしていく。 ・父親の参加が少なかったため参加しやすい日程等の検討が必要	父親対象講座や「おとうさんとオープンルーム」を開催する。おしゃべり会(予防型プログラム)の時間を設定することで父親のサポートをしていく。 ・プレパパママサロンでセミナーを開催する。
		家庭教育支援事業	・子育て・親育ち講座の実施。(園、小学校対象) ・ブックスタート事業実施	・子育て・親育ち講座の実施。園対象の講座は、7園8回。小学校対象は、4校4回実施 ・ブックスタートを年26回実施	講座参加や参観、ブックスタートの体験を通して家庭教育の大切さを知ってもらう機会となった。	実施日が平日のため父親の参加割合が少ない。講座や事業の際に配布する啓発物の内容を工夫していく必要がある。	・子育て・親育ち講座の実施。(園、小学校対象) ・ブックスタート事業実施
	商工労政課	男女共同参画推進事業	ホームページへの掲載や条例のリーフレット等を配布し、啓発に努めた。	市内企業・事業所約600社への各事業案内通知に条例リーフレット等を配布した。また、ホームページを使って啓発を行った。	男性の家事、育児等への積極的な参加を推進した。また、市内企業の育児休暇取得率が、全国平均より高い。	市内企業の男性の育児休業取得率は、全国平均より高い結果となっているものの、取得期間は女性に比べ短期間である。	条例・計画の周知を行うとともに、SNSなどを積極的に活用した広報や出前講座などを通じて、男性の男女共同参画への理解促進等を図るとともに、育児休業取得期間について企業訪問を通じてアンケートを実施する。

家事、育児に関する講座等を実施し、男性の積極的な参画を推進する。	子育て政策課	各子育て支援センター運営事業（5事務事業）	父親対象講座や「おとうさんとオープンルーム」を開催した。おしゃべり会（予防型プログラム）の時間を設定することで父親のサポートをした。	父親対象のオープンルームを2か所の子育て支援センターで12回開催した。（参加者延べ69組）	講座やおしゃべり会の時間を設定することで、父親同士の交流や情報交換ができる、子育てのヒントを得たり悩みが解決したりする機会となっていた。	父親向けの事業の周知と参加しやすい内容や日時設定を今後も行っていく。おしゃべり会の持ち方については、希望しない方もおられるので検討が必要である。	父親対象講座や「おとうさんとオープンルーム」を開催する。おしゃべり会（予防型プログラム）の時間を設定することで父親のサポートをしていく。
		家庭教育支援事業	・子育て・親育ち講座の実施（園、小学校対象） ・ブックスタート事業実施	・子育て・親育ち講座の実施。園対象の講座は、7園8回。小学校対象は、4校4回実施 ・ブックスタートを年26回実施	講座参加や参観、ブックスタートの体験を通して家庭教育の大切さを知つもらう機会となつた。	実施日が平日のため父親の参加割合が少ない。講座や事業の際に配布する啓発物の内容を工夫していく必要がある。	・子育て・親育ち講座の実施（園、小学校対象） ・ブックスタート事業実施
	子育て政策課	子育て世代包括支援事業	教室、サロン、訪問を開催・実施	プレパパママサロン 12回 (202人 男性 64人) ベビーママ教室 32回 リトルママサロン 60回	集団の教育や個別の相談を通じて子どもの健康や成長について伝えた。 新生児訪問時に父親の同席が増えてきている。	幅広く参加を促しているが必要だと思われる方への関り、参加が困難。 妊娠期の男性の参加は多いが、出産後の教室・サロンへの参加は9割以上が母親のため父親の参加が課題。	教室、サロン、訪問を開催・実施 参加された男性（夫・父親）が支援を受けやすい環境づくりが必要
	発達支援課	啓発研修事業	引き続きSNSを活用し、6本の動画を配信した。のびのび通信を季刊で発行し、相談や啓発の機会に啓発物品の配布を行つた。	・動画配信（6本） ・季刊でののびのび通信の発行 ・じんけんフェスタKOKAに参加 ・HPの随時更新	・動画配信の再生回数 1020回/年 ・のびのび通信は市役所内や子育て支援センター等に設置した。 ・じんけんフェスタへ参加することで家族への啓発ができた。	気づきから理解にいたるまでは時間がかかるからこそ、継続的に学びの場が必要	・貸出書籍を整理し、広く利用してもらえるように広報する。 ・のびのび通信の発行 ・イベント等で啓発実施
男性の介護への参画のための啓発を行う。	長寿福祉課	介護保険事業	甲賀市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき介護保険事業を実施する。 介護・福祉サービスガイドや出前講座等により、市民や企業・事業所に周知する。	・出前講座の実施（4回） ・各種パンフレット作成（4種類） ・サービスガイドによる介護保険サービスの周知 ・介護と仕事の両立のための制度の周知	介護保険サービスの内容や利用方法等について、出前講座や各種パンフレット、介護・福祉サービスガイドで周知を行つた。	男性の介護者の割合が増加傾向にあるものの、女性と比較すると相対的に低いことから、男性の介護者に対して介護の方法を学ぶ機会や情報の提供が必要	甲賀市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき介護保険事業を実施する。 介護・福祉サービスガイドや出前講座等により、市民や企業・事業所に周知する。
	長寿福祉課	任意事業費（特会）	「介護者の会」の周知、啓発、介護者への聞き取りを実施 在宅介護の身体的・精神的負担を軽減するために「在宅介護アドバイス事業」を男性介護者に繋げるよう啓発する。	介護者の会は、地区ごとに定期開催在宅介護アドバイス事業は、総数24件の実績があり、その内男性介護者への助言は、9件であった。	男性介護者は「孤立になりやすい」「相談先がない」等の声があり、当該事業を利用したり、介護者のサロンに参加された方はつながり等ができた。しかし、利用される方は、少ない現状である。	男性介護者は、自らSOSが出せない方や、独自の介護方法を実施され、孤立される傾向にある。	「介護者の会」の周知、啓発、介護者への聞き取りを実施。 在宅介護の身体的・精神的負担を軽減するために「在宅介護アドバイス事業」を男性介護者に繋げるよう啓発する。
	商工労政課	男女共同参画推進事業	ホームページへの掲載や条例のリーフレット等を配布し、啓発に努めた。	企業訪問を通じて市内企業・事業所216社に条例リーフレット配布した。	介護休業制度の周知・啓発につながつた。	市内企業の男女とも育児休業に比べ、介護休業制度の取得率が低い状況である。	企業訪問を通じて、リーフレットを配布し、引き続き制度の情報提供と啓発を行う。
だれもが家族の一員として家事、育児、介護など家庭生活に参画できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報提供や啓発を行う。	商工労政課	女性活躍推進事業 (ワーク・ライフ・バランス推進事業) 男女共同参画推進事業	商工労政係と合同で新就職人権研修会を開催した。	新就職者人権研修を実施し、185人が参加し、自己肯定感の向上について学ぶ機会を提供することができた。	研修会を通じて、自己肯定感が高いと、仕事に対する意欲が向上し、より効率的に仕事を進めることができるため、結果的にワーク・ライフ・バランスにつながることについて啓発につながつた。	研修の開催などを通じて、役割分担意識の解消やだれもが家族の一員として家事、育児、介護など家庭生活に参画できるよう、意識の醸成が必要である。	条例・計画の周知を行うとともに、SNSなどを積極的に活用した広報や出前講座、研修会などを通じて、役割分担意識の解消を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスについて周知・啓発を図る。
	子育て政策課	子育て応援啓発事業 子ども子育て情報発信ポータルサイト事業 各子育て支援センター運営事業（5事務事業）	子育て支援センターにおいては、父親向け講座を実施し、ポータルサイトやインスタグラム等を通じて、情報の発信をした。	父親対象のオープンルームを2か所の子育て支援センターで12回開催した。（参加者延べ69組）	全体の利用者のうち約3割が、広報紙・LINE・HPによって情報を得、利用に繋がつた。	一方通行の情報発信や啓発は、引き続き実施するが、成果や効果を指數で測れない事が課題である。	子育て支援センターにおいては、父親対象講座を実施し、ポータルサイトやインスタグラム等を通じて、情報の発信を行う。
	長寿福祉課	介護保険事業	甲賀市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき介護保険事業を実施する。 介護・福祉サービスガイドや出前講座等により、市民や企業・事業所に周知する。	・出前講座の実施（4回） ・各種パンフレット作成（4種類） ・サービスガイドによる介護保険サービスの周知 ・介護と仕事の両立のための制度の周知	介護保険サービスの内容や利用方法等について、出前講座や各種パンフレット、介護・福祉サービスガイドで周知を行つた。	男性の介護者の割合が増加傾向にあるものの、女性と比較すると相対的に低いことから、男性の介護者に対して介護の方法を学ぶ機会や情報の提供が必要	甲賀市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき介護保険事業を実施する。 介護・福祉サービスガイドや出前講座等により、市民や企業・事業所に周知する。

4. 多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実

① 仕事と子育てを両立するための支援

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
一時預り保育、3歳未満児保育を実施する。	保育幼稚園課	一時預かり保育事業	保育園等に就園していない児童の保護者に、一時預かり保育を実施した。※今年度より公立園はオンライン申込を開始、料金を一律無償化した。	下記の通り実施した。 (内：公立園5施設、私立園3施設) (水口町2施設、甲南町3施設、甲賀町1施設、土山町1施設、信楽町1施設)	利用人数（延べ人数）2,292人 (内：公立園1,711人、私立園581人) (水口町990人、甲南町600人、甲賀町268人、土山町193人、信楽町241人)	今年度より公立園はオンライン申込、利用料無料としたため、予約が殺到し、必要としている方が利用できることもあった。	一時預かり保育の実施。 利用者の利便性、公平性を考慮した運用方法について検討する。
	子育て政策課	各放課後児童クラブ指定管理事業（19事務事業） 放課後児童クラブ支援事業 民設民営児童クラブ事業	祖父母参観・交流	祖父母参観等、各園に応じた交流を実施した。	祖父母と昔の遊びを体験したり、ゆったりとかわりをもったりし、いろいろな世代とかかわる機会となつた。	様々な世代と関わる機会が減少していく中、祖父母世代の子育てへのかかわり方についての研修会等の検討が必要	各園の祖父母参観・交流（研修会）
長時間保育・休日保育を充実させる。	保育幼稚園課	保育事業	長時間保育は、公立私立保育園全て実施。延長保育は、公立3園、私立10園で実施した。休日保育は公立あいみらい保育園で実施した。	長時間保育は、各園ごとに保育体制を整えて実施した。 休日保育の利用数は9人。うち他園利用児は7人。	休日、祝日の保護者の就労に応じた保育体制を整え、実施することができた。	長時間保育は、利用時間を過ぎての利用もある。利用時間は遵守してもらえるよう啓発は必要である。 休日保育は、利用者が減少している。	長時間保育は、公立私立保育園全て実施。延長保育は公立3園、私立10園実施 休日保育はあいみらい保育園での実施を継続する。（5名利用）
病児保育・病後児保育を充実させる。	子育て政策課	病児・病後児保育事業	病児・病後児保育を9月までは水口子育て支援センターで、10月からは民間医療機関併設の施設で実施した。利用料を無償化した。	利用児童数 203人（延べ人数） 4月～9月 79人 10月～3月 124人	病児・病後児保育を民間医療機関で実施したことにより、1日の利用定員が増え、医師常駐であることから、利用者が安心して利用できるようになった。	無償化により、9月までは予約後のキャンセルが多くなった。10月からは、キャンセルは減少したが、開所日が減り、利用時間も短くなつた。	引き続き、民間医療機関併設施設で実施する。利用しやすいよう広報を行う。また、開所日や利用時間の拡大に向けて調整する。
子ども・子育てに関わるサービスの情報提供や利用促進を総合的にコーディネートする。	子育て政策課	子育てコンシェルジュ事業 子育て応援啓発事業 子ども子育て情報発信ポータルサイト事業 各子育て支援センター運営事業（5事務事業）	子育て情報誌「ここまあち」やサイト、LINE、インスタを通じて、子ども・子育てに関わる情報の発信やコンシェルジュをはじめとする相談先の周知を実施した。	情報発信媒体の広報を実施したほか、配信頻度を高めた。 アクセス数平均…5307件/月（3月末） LINEお友達登録数…1902人（2月末） インスタフォロワー…956人（2月末）	LINE登録者、インスタフォロワーが継続して増加したほか、サイトのアクセス数が前年度の約1.5倍と大幅に増加した。	より効果的な周知が必要	子育て情報誌「ここまあち」やサイト、LINE、インスタを通じて、子ども・子育てに関わる情報の発信やコンシェルジュをはじめとする相談先の周知を実施する。
三世代同居（近居）を支援する事業を展開する。	商工労政課	子育て応援・定住促進リフォーム事業	三世代同居・近居定住促進リフォーム補助事業を実施した。	補助件数21件	Uターン4世帯、Iターン5世帯の甲賀市への転入があり、人口増に寄与した。	引き続き三世代同居・近居定住促進リフォーム補助事業を実施する。	引き続き三世代同居・近居定住促進リフォーム補助事業を実施する。
祖父母に対して、子育て参加への支援や啓発を行う。	子育て政策課	子育てコンシェルジュ事業 子育て応援啓発事業 子ども子育て情報発信ポータルサイト事業 各子育て支援センター運営事業（5事務事業）	祖父母対象講座を実施する。祖父母手帳を発行し、オープンルームを利用する祖父母や必要としている人に手帳を渡し啓発を行つた。	いまどきの孫育て講座の実施（1回、参加者延べ30人） 祖父母手帳を、講座実施時やオープンルーム利用者に配布した。 園の祖父母参観で手帳使用実績あり。	乳幼児期、学童期の孫とのかかわり方や、祖父母の役割の理解を深めてもらう機会となつた。子育て家庭のスタイルが多様化する中、世代間ギャップへの関心が高まっている。	少子化や核家族化、地域交流の希薄化により、高齢者が子どもとかかわる機会が減少している。親世代と祖父母世代で、子育てに対する考え方によるギャップがある。	祖父母対象講座を実施する。祖父母手帳を発行し、オープンルームを利用する祖父母や必要としている人に手帳を渡し啓発を行う。
	保育幼稚園課	保育園地域活動事業	祖父母参観・交流	祖父母参観等、各園に応じた交流を実施した。	祖父母と昔の遊びを体験したり、ゆったりとかわりをもったりし、いろいろな世代とかかわる機会となつた。	様々な世代と関わる機会が減少していく中、祖父母世代の子育てへのかかわり方についての研修会等の検討は必要である。	各園の祖父母参観・交流（研修会）

② 仕事と介護を両立するための支援

重点

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
介護に関する相談窓口を、広く市民に浸透させる。	長寿福祉課	介護保険事業	甲賀市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき介護保険事業を実施する。介護・福祉サービスガイドや出前講座等により、市民や企業・事業所に周知する。	・出前講座の実施（4回） ・各種パンフレット作成（4種類） ・サービスガイドによる介護保険サービスの周知 ・介護と仕事の両立のための制度の周知	介護保険サービスの内容や利用方法等について、出前講座や各種パンフレット、介護・福祉サービスガイドで周知を行った。	今後、高齢者の増加に加え、サービスの担い手となる若年層人口が減少していくことをふまえ、介護保険サービスの整備とともに、健康づくりと介護保険予防の取り組みを進めるなど、将来にむけて安定した介護保険事業の運営を行う必要がある。	甲賀市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき介護保険事業を実施する。介護・福祉サービスガイドや出前講座等により、市民や企業・事業所に周知する。
	長寿福祉課	地域包括支援センター運営費（特会）	総合相談支援を継続的に実施する。	総合相談件数 3,432件（市全体） 新規：2,346件 繼続：1,086件	市民からの介護に関する様々な相談に対し、必要な支援につながった。	閉じこもり単身高齢者や高齢者のみの世帯で、地域の方や支援機関と繋がっていない方への支援が必要	総合相談支援を継続的に実施する。
家庭での介護を支援する。	長寿福祉課	在宅福祉支援事業	継続して事業を実施するとともに、必要に応じて事業内容を見直す。	●在宅寝たきり高齢者等介護激励金支給事業 対象者 340人 ●介護用品購入費助成事業 対象者 1326人 ●徘徊高齢者見守り支援サービス事業 対象者 4人 ●徘徊高齢者事前登録事業 対象者 88人	各種事業の対象者に対し必要な助成を行うことができ、家族の支援につながった。	徘徊高齢者の見守りについて、地域のしくみづくりや支援体制の強化を図る必要がある。	継続して事業を実施するとともに、必要に応じて事業内容を見直す。
	長寿福祉課	地域包括支援センター運営費（特会）	総合相談支援を継続的に実施する。	総合相談件数 3,432件（市全体） 新規：2,346件 繼続：1,086件	市民からの介護に関する様々な相談に対し、必要な支援につながった。	閉じこもり単身高齢者や高齢者のみの世帯で、地域の方や支援機関と繋がっていない方への支援が必要。	総合相談支援を継続的に実施する。
一人暮らしや高齢者のみ世帯、また日常生活に支障がある高齢者の生活を支援する。	長寿福祉課	在宅福祉支援事業	継続して事業を実施するとともに、必要に応じて事業内容を見直す。	●高齢者・障がい者安心生活支援事業 対象者 20人 ●移送サービス事業 対象者 6人 ●訪問理美容サービス助成事業 対象者 27人 ●緊急通報システム事業 対象者 34人 ●配食サービス事業 対象者 55人 ●高齢者日常生活用具給付等事業 対象者 29人	各種事業の対象者に対し必要な助成を行うことができ、在宅で生活する高齢者の支援につながった。	真に支援を必要とする方へ事業案内できるよう、居宅介護支援事業所等への情報提供を丁寧に行う必要がある。	継続して事業を実施するとともに、必要に応じて事業内容を見直す。
	長寿福祉課	地域包括支援センター運営費（特会）	総合相談支援を継続的に実施する。	総合相談件数介護相談からの訪問件数 * 訪問件数2,012件	高齢者の生活上の困りごと等の相談にのり必要な支援につながった。	閉じこもり単身高齢者や高齢者のみの世帯で、地域の方や支援機関と繋がっていない支援が届いていない方を把握する。	総合相談支援を継続的に実施する。
要介護状態になったとき、在宅サービスがスマートに導入できるよう支援する。	長寿福祉課	介護保険事業	甲賀市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき介護保険事業を実施する。介護・福祉サービスガイドや出前講座等により、市民や企業・事業所に周知する。	・出前講座の実施（4回） ・各種パンフレット作成（4種類） ・サービスガイドによる介護保険サービスの周知	介護保険サービスの内容や利用方法等について、出前講座や各種パンフレット、介護・福祉サービスガイドで周知を行った。	今後、高齢者の増加に加え、サービスの担い手となる若年層人口が減少していくことをふまえ、介護保険サービスの整備とともに、健康づくりと介護保険予防の取り組みを進めるなど、将来にむけて安定した介護保険事業の運営を行う必要がある。	甲賀市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき介護保険事業を実施する。介護・福祉サービスガイドや出前講座等により、市民や企業・事業所に周知する。
	長寿福祉課	地域包括支援センター運営費（特会）	総合相談支援事業やサービス未利用高齢者把握事業の継続を実施する。	総合相談件数 3,432件（市全体） 新規：2,346件 繼続：1,086件	高齢者の相談窓口が地域包括支援センターだと周知することで、介護の相談が窓口対応をはじめ、各種パンフレット・資源のしおりなどで啓発	サービス未利用者の中には、現在介護保険サービスの利用は必要ないが、今後の生活等への不安があり、申請をされているケースや、ちょっとした生活支援を必要とされているケースもある。	総合相談支援事業やサービス未利用高齢者把握事業の継続を実施する。
新 介護休業制度に関する情報を提供し、制度が取得しやすくなるよう啓発を行い、職場の理解を促進する。	商工労政課	女性活躍推進事業 (ワーク・ライフ・バランス推進事業)					介護休業制度について周知・啓発を行う。

第2次男女共同参画計画（甲賀市女性活躍推進計画）進捗状況調査表

基本目標II. 働く場における男女共同参画

1. だれもが働きやすい職場環境の整備

① 職場の男女共同参画の推進に関する情報の提供

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
企業・事業所に対し、意思決定過程への女性の参画を進めるための啓発を行う。	商工労政課	女性活躍推進事業 (ワーク・ライフ・バランス推進事業) 男女共同参画推進事業	市内企業・事業所に対しイクボス宣言の普及促進を行うと共に、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進の主体的な取組を支援した。	・働き方改革、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進を図るため、キックオフ講演会、市内企業の事例紹介の動画を制作し、配信を行った。 ・市内企業・事業所5社に専門コンサルタントを派遣し、課題解決を図ると同時にイクボス的経営を推進した。 ・女性のステップアップセミナーに延べ14社23人、経営者・管理職のための女性活躍推進セミナーに11社13人が参加した。	市内・県内の企業の先進事例や取り組みを学ぶことで、自社の課題について改めて気づくことができたとともに、ワーク・ライフ・バランスや女性参画の必要性や共通理解を図ることができた。 イクボス宣言企業：118社 イクボスKOKAネットワーク：18社	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進について取り組む企業を増やすために、引き続き制度等の周知や啓発を行う必要がある。また、イクボスKOKAネットワークの拡大を促進する必要がある。	イクボスや働き方改革、女性活躍について取り組む企業を増やすため、さらなる啓発を行うとともに、イクボスKOKAネットワークの参加企業の拡大を行う。
企業・事業所に対し、男女雇用機会均等法を遵守するよう情報提供や啓発を行う。	商工労政課	企業内人権研修事業	企業訪問は、訪問を中止し郵送対応としたため、雇用に関する法律改正などについてチラシでの情報提供を行った。	市内企業216社へ郵送を行った。	郵送対応であったため、詳細な説明ができなかった。	訪問による情報提供に次年度は変更することを検討。	引き続き男女雇用機会均等法を遵守する情報提供を行う。
男女共同参画の先進的な取組をしている企業・事業所を紹介する。	商工労政課	女性活躍推進事業 (ワーク・ライフ・バランス推進事業)	イクボス宣言企業の働き方改革、ワーク・ライフ・バランス、女性活躍への取組を取り、イクボスKOKAネットワークの広報誌、ホームページ等で紹介を行った。	ワーク・ライフ・バランス推進事業において連続セミナーを開催し、先進的な取組などの情報提供を行った。また、イクボスKOKAネットワークによる広報誌を発行した。	市内の企業の先進事例や取り組みを学ぶことで、自社の課題について改めて気づくことができたとともに、ワーク・ライフ・バランスの必要性など共通理解を図ることができた。	広報誌以外にもSNSなどを積極的に活用してイクボスKOKAネットワーク企業など、先進的な取り組みをしている企業の紹介方法を検討する必要がある。	イクボスKOKAネットワーク企業の取組を発信し、企業の人手不足の解消と若者の定住促進を図る。イクボスKOKAネットワークのHPの充実を図るとともに、SNSを積極的活用して、企業の紹介をする。
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関する広報・啓発を行う。	商工労政課	女性活躍推進事業 (ワーク・ライフ・バランス推進事業)	一般事業主行動計画の策定について、チラシを配布し情報提供を行った。	一般事業主行動計画の策定に関する広報・啓発を行った。	一般事業主行動計画の策定について共通理解を図ることができた。	市内企業・事業所へ一般事業主策定の義務化について周知を強化する必要がある。	各企業にチラシ等を配布し、制度の情報提供と啓発を行う。
管理職、トップのための研修会を行う。	商工労政課	企業内人権研修事業	湖南市と合同で経営者トップ研修を実施した。 開催日：7月10日 参加者数：67名	障がい者雇用をテーマに研修を開催した。	引き続き、湖南市と合同で研修を実施する。	企業側のニーズに対応できる、研修テーマの選定が今後求められる。	引き続き、湖南市と合同で、管理職を対象に研修を実施する。
		女性活躍推進事業 (ワーク・ライフ・バランス推進事業)	イクボス宣言企業・事業所の経営者や管理職、人事労務担当者を対象に、働き方改革、ワーク・ライフ・バランス推進、女性活躍推進などを学ぶ「イクボス展開セミナー」を4回開催した。	延べ10社、34名が参加した。 1回目：7社7名 2回目：5社6名 3回目：7社10名 4回目：5社11名	イクボスの理念・実務を階層別に伝えることで、経営者から一般職までイクボスの考え方が浸透した。また、他社の課題や事例などを共有することができた。	一定理解は深まりつつあるが、セミナーの参加企業や参加者が少ない、広報などを強化する必要がある。	市内企業の取組事例等のキックオフ動画の作成や企業・事業所への意識調査を実施、専門家派遣、セミナーの開催などを実施する。
企業・事業所を対象に、男女共同参画をテーマとした人権学習を実施する。	商工労政課	企業内人権研修事業	・企業人権啓発推進員がハラスメントをテーマに企業内人権研修を実施した。	・企業内人権研修21件 うち7件がハラスメントがテーマ ・新就職者、人権啓発担当者向け（計3回） ・甲賀市企業人権啓発推進協議会開催の研修会（計6回）開催	・社会情勢の変化により、ハラスメントが多様化、複雑化していることから、講師自身のアップデート等も必要となってきている。 ・対象者ごとにテーマの選定、企業側のニーズ調査が必要	・ハラスメントが多様化、複雑化していることから、講師自身のアップデート等も必要となってきている。 ・対象者ごとにテーマの選定、企業側のニーズ調査が必要	引き続き、企業内人権研修を実施し、ハラスメントをはじめとしたあらゆる差別の防止に向けた啓発を行う。
		男女共同参画推進事業	男女共同参画・女性活躍をテーマにした出前講座を実施する機会がなかったが、ホームページや条例のリーフレットを配布し、啓発に努めた。	市内企業・事業所約600社への各事業案内通知に条例リーフレットを配布した。また、216社に事業所意識調査を実施した。	市内企業・事業所への各事業案内通知に条例リーフレットを同封するなど、あらゆる場面でリーフレットを配布することで周知・啓発につながった。現時点での企業・事業所の意識のを知ることができた。	まだまだアンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）が根強くあり、SNSなどを積極的に活用するなど広く周知・啓発する必要がある。	条例・計画の周知を行うとともに、SNSなどを積極的に活用した広報や出前講座などを通じて、アンコンシャスバイアスなどの解消を図る。

だれもが離職しない福祉の職場づくりを進める。	地域共生社会 推進課	離職しない魅力ある社会福祉法人同士の連携づくり	甲賀市・湖南市の二市合同により、介護福祉人材確保事業推進協議会の事務局として参加。法人が主体となる定着委員会、確保委員会があり、介護離職防止のための事業を開催した、また、甲賀市として法人連携研修会を開催している。	甲賀圏域で、16の社会福祉法人が協働して実施している。福祉人材の確保と福祉人材の走着を目的として、就職フェア、職場説明会を実施した。31名の参加があった。	みてきいて体験しよう！わくわくフェス&福祉の現場説明会を実施した。参加者は424人であり、参加したくなるように、他分野とのコラボ開催などに工夫することで効果がみられた。	介護福祉現場の人材不足は深刻であり、体力的なものだけではなく、メンタルヘルスや賃金にも原因がある。職場内だけではなく、法人が連携しながら地域貢献も視野に入れ、楽しい魅力ある職場づくりが求められている。	甲賀市・湖南市福祉人材確保事業推進協議会への協力。男女問わず、働きやすい職場づくり、離職しない職場づくりをめざす。市内の社会福祉法人有志でのネットワークを活用しながら、環境改善に向けて後方支援し、若手職員定着を図っていく。
セクシュアルハラスメント、マタニティハラスマント、パワーハラスメントなどの防止に向けた啓発を行う。	商工労政課	企業内人権研修事業	企業人権啓発推進員がハラスメントをテーマに企業内人権研修を実施した。	企業内人権研修 21件 うち12件がハラスメントがテーマ	企業のハラスメント対策への関心も高く、引き続き企業内人権研修を実施した。	企業のハラスメント対策への関心も高く、引き続き企業内人権研修を実施する。	引き続き、企業内人権研修を実施し、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスマントの防止に向けた啓発を行う。
事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を実施し、育児・介護休業が取得しやすくなるよう啓発を行う。	商工労政課	企業内人権研修事業 女性活躍推進事業 (ワーク・ライフ・バランス推進事業)	企業・事業所向けに条例のリーフレットを配布し、啓発に努めた。	企業訪問を通じて市内企業・事業所216社に条例リーフレットを配布し、啓発を行った。	あらゆる場面でリーフレットを配布することで、育児・介護休業制度の周知・啓発につながった。	市内企業の男女とも育児休業に比べ、介護休業制度の取得率が低い状況である。	企業訪問を通じて、育児・介護休業制度改正に関するパンフレットを配布し、制度の情報提供と啓発を行う。

② 仕事と家庭生活を両立するための支援

重点

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
企業・事業所に対し、企業主導型保育施設設置促進事業の情報提供を行う。	保育幼稚園課	企業主導型保育施設設置促進事業	企業主導型保育施設の開設の相談支援	0件	特になし	相談件数が少ない。	企業主導型保育施設の開設の相談支援
民間保育施設の開設促進と適正な運営や経営に対する支援を行う。	保育幼稚園課	地域型保育事業施設型給付事業	補助金の給付及び相談支援	・家庭的保育事業所等運営補助金の交付 ・保育体制強化事業費補助金の交付 ・私立保育園等人材確保及び保育研修事業補助金の交付	補助金の交付により、年度途中における入園受け入れ、おむつの自園処分の実施、その他安定した保育体制の確保ができた。	年度途中に入園する園児が特定の事業所に重なる場合、事業所の負担が大きくなる可能性がある。	補助金の給付及び相談支援

2. 女性の働く場への参画・能力発揮に向けた支援

① 女性の再就職支援

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
就職、再就職希望者に対して学習機会をつくる。	商工労政課	女性活躍推進事業 (女性の起業・キャリアアップ支援事業) (女性のための就労支援事業)	就職や再就職を希望する女性を主な対象とした託児付きの合同就職面接会を実施した。	女性活躍推進のためのお仕事フェアでは、21人が参加し、4人が就労に結び付いた。また、学習の機会として事前にセミナーを開催し、18人の参加があった。	女性活躍推進のためのお仕事フェアでは、参加者21人のうち4人が4社に就職が決定し、女性の就業率の向上につながった。また、事前のセミナーにおいて、就労について学習の機会を提供できた。	就労相談や合同就職面接会を開催するとともに、女性のデジタルスキルなどの能力開発やスキルアップに対する支援が必要である。	県やハローワークと連携し、セミナーの開催などを通じて学習機会を提供する。
保育士の職場復帰の支援を行う。	保育幼稚園課	保育士研修事業 保育士確保事業	人材確保のため、大学訪問や就職フェアを実施する。 人材バンクへの登録の推進	・大学訪問の実施 ・就職フェアを開催 ・人材バンク登録の啓発	・大学、養成校訪問を行い、新卒者の確保に努めた。 ・9月に私立園の就職促進に向けて就職フェアを開催。養成校の学生をはじめ潜在保育士の参加もあった。	・就職フェアへの参加啓発。 ・大学や養成校への採用情報の発信	・大学・養成校への訪問（5月） ・就職フェアの開催（7月） ・甲賀市保育士の魅力発信動画作成
再就職を希望する女性への就労支援を行う。	商工労政課	女性活躍推進事業 (女性の起業・キャリアアップ支援事業) (女性のための就労支援事業)	就職や再就職を希望する女性を主な対象とした託児付きの合同就職面接会を実施した。	女性活躍推進のためのお仕事フェアでは、21人が参加し、4人が就労に結び付いた。	女性活躍推進のためのお仕事フェアでは、参加者21人のうち4人が4社に就職が決定し、女性の就業率の向上につながった。	就労相談や合同就職面接会を開催するとともに、女性のデジタルスキルなどの能力開発やスキルアップに対する支援が必要である。	県やハローワークと連携し、セミナーの開催などを通じて学習機会を提供する。

② 女性の活躍に向けた起業の支援

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
商工会等と連携し、女性の起業に向けた情報提供を行う。	商工労政課	商工会補助事業	商工会が開催する創業塾受講者で起業1年未満の者を対象に創業支援補助金を交付するほか、商工会窓口での相談を実施した。	創業支援補助金については、申請件数7件のうち、6件が女性だった。	創業支援補助により環境を整え、創業に向けた情報提供等を行うことができ、創業につながった。	創業者の今後の成長を促すための伴走支援の仕組みや、創業しやすい環境づくりが必要である。	商工会の「ビジネスサポートセンター」と連携し、課題解決にあたる。
		女性活躍推進事業 (女性の起業・キャリアアップ支援事業)	・女性専門家による女性のためのオンライン起業相談を実施した。 ・オンライン起業相談利用者を対象に、セミナーと交流会を実施した。	・6月から1月まで毎月第1・3水曜日市内で起業したい、起業している女性を対象に、女性相談員によるオンライン起業相談を述べ67人に実施した。 ・7月から1月まで毎月第4木曜日に上記オンライン起業相談利用者を26人に、セミナーと交流会を実施した。	起業段階に応じた決め細かい支援を行うことで、多くの相談者や参加者につながった。	相談終了後も継続相談を希望する声が多くため、次年度も事業化を検討する必要がある。 オンライン起業相談、COMACHI会のアンケート結果では、継続を希望する声が多くあることから、引き続き、起業段階に寄り添った伴走支援が必要である。今後は、営業のスキル向上や、ビジネスマッチングなどの支援が必要である。	引き続き、オンライン起業相談を実施するとともに定期的に学べる機会や交流の場を提供する。
商工会等と連携し、学習機会をつくる。	商工労政課	女性活躍推進事業 (女性の起業・キャリアアップ支援事業)	商工会と連携し、起業やキャリアアップを考えている女性を対象に女性の創業セミナーや地域クラウド交流会を開催した。	女性の創業セミナーを4回開催し、14人が参加し、創業に必要な基礎知識を学んだ。地域クラウド交流会では5人のプレゼンターがビジネスプランを発表し、起業に向けてのモチベーションアップを図ることができた。	起業段階に応じた決め細かい支援を行うことができ、起業に必要な基礎知識を学ぶ機会を提供できた。	起業段階に応じたきめ細かい支援を各支援機関と連携しながら実施する必要がある。	商工会の「ビジネスサポートセンター」と連携し、定期的に学べる機会や交流の場を提供する。
新規就農に向けた情報提供を行う。	農業振興課	農業次世代人材投資資金事業	県と連携し、営農コーディネーターを設置し、隨時、新規就農に向けてのアドバイスや補助金制度等の就農相談を行った。	・新規就農の相談件数は11件と昨年同様に増加傾向にある。 (うち女性の相談は2件)	就農に興味をお持ちいただいている方が増えたように感じた。	農業に興味ある方は増加しているが、園芸作物は多いが、稻作は少ない。 女性は、設備の設置など、業者へ施工を頼まなければならないなど投資コストが高くなる傾向にある。	県と連携し、営農コーディネーターを継続雇用し、就農に向けてのアドバイスや補助金制度等の就農相談を行う。

重点

③ 女性の活躍に向けたキャリア形成への支援

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
企業・事業所に対し、ポジティブ・アクションに関する情報提供の充実や啓発を行う。	商工労政課	女性活躍推進事業 (ワーク・ライフ・バランス推進事業)	市内企業・事業所に対しイクボス宣言の普及促進を行うと共に、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進の主体的な取組を支援した。	ワーク・ライフ・バランス推進事業において連続セミナーを開催し、課題の共有や先進的な取組などの情報提供を行った。	女性のためのステップアップセミナーでは、就業継続という観点から欠かせない「女性のウエルネス」をテーマに、ライフステージごとの健康課題について学習の機会を提供できた。また、経営者・管理職向けのセミナーでは、女性登用の考え方や、活躍する女性を育てるためのノウハウなどを実践的に伝えることで、意識改革を促した。また、各回情報交換会を行うことで、様々な共通理解を図ることができた。 イクボス宣言企業：118社 イクボスKOKAネットワーク：18社	女性活躍に先進的に取り組んでいる企業への視察など、様々な情報を提供できる方法を検討する必要がある。	市内企業に対しイクボス宣言の普及促進を行うと共に、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進の主体的な取組を支援する。
企業・事業所が行う女性のキャリアアップの取組に対して支援を行う。	商工労政課	女性活躍推進事業 (女性の起業・キャリアアップ支援事業) (ワーク・ライフ・バランス推進事業)	・市内企業・事業所に対しイクボス宣言の普及促進を行うと共に、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進の主体的な取組を支援した。 ・女性の資格取得企業支援事業補助金の交付。	ワーク・ライフ・バランス推進事業において、女性のためのステップアップセミナーを開催し、延べ14社23人の参加があった。 女性の資格取得企業支援事業補助金 6社9人に交付した。	女性が就労継続しきるため必要な考え方や知見を学ぶ機会を提供できた。また、業務上必要な資格取得を支援することで、女性のキャリアアップにつながった。	女性の管理職登用率向上などを見据えて、引き続き女性のキャリアアップの支援に力を入れていく必要がある。また、企業・事業所が積極的に女性活躍推進について取り組めるよう、制度等の周知・啓発を行う必要がある。	女性のキャリアアップに支援として、セミナーや講座の開催。様々な情報提供を行う。 女性の資格取得企業支援事業補助金の交付を行う。
	長寿福祉課	介護職員支援事業	市内で研修開催が可能となるよう広報等の支援を行うとともに、引き続き介護職員初任者研修・実務者研修の費用を補助し、キャリアアップを支援する。	初任者研修補助 4名 117,000円 実務者研修補助 5名 202,500円	介護職員初任者研修・実務者研修修了者が令和5年度から増加した。	今後、さらに介護人材の不足が予測されることから、人材確保・定着のための実効性の高い取り組みを進めることが必要である。	担い手研修や入門的研修を開催し、介護人材のすそ野の拡大とともに、引き続き介護職員初任者研修・実務者研修の費用を補助し、キャリアアップを支援する
働く女性の事業間交流の場をつくる。	商工労政課	女性活躍推進事業 (女性の起業・キャリアアップ支援事業) (ワーク・ライフ・バランス推進事業)	市内企業・事業所に対しイクボス宣言の普及促進を行うと共に、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進の主体的な取組を支援した。	ワーク・ライフ・バランス推進事業において、女性のためのステップアップセミナーを開催し、延べ14社23人の参加があった。	就業継続という観点から重要となる「女性のウエルネス」をテーマに、ライフステージごとの健康課題について学び、女性特有の健康課題について理解を深めることができた。	市内の企業・事業所がワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進について積極的に取り組めるよう、制度等の周知・啓発を行う必要がある。	女性に特化したセミナーや講座などを実施するとともに、事業間の交流ができる場を提供する。
女性の自立に向けて、継続したキャリアアップ支援を行う。	商工労政課	女性活躍推進事業 (女性の起業・キャリアアップ支援事業) (ワーク・ライフ・バランス推進事業)					女性のキャリアアップに支援として、セミナーや講座の開催。様々な情報提供を行う。 女性の資格取得支援事業補助金の交付を行う。

新

3. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

① 企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の支援

重点

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
育児休業・介護休業が制度化できるよう情報提供や啓発を行い、職場の理解が進むよう促す。	商工労政課	企業内人権研修事業 女性活躍推進事業 (ワーク・ライフ・バランス推進事業)	市内企業・事業所に対しイクボス宣言の普及促進を行うと共に、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進の主体的な取組を支援した。	働き方改革、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進を図るため、キックオフ動画を作成し、配信を行った。 女性のステップアップセミナーに延べ14社23人、経営者・管理職のための女性活躍推進セミナーに11社13人が参加した。 <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進を図るため、キックオフ講演会、市内企業の事例紹介の動画を作成し、配信を行った。 ・市内企業・事業所5社に専門コンサルタントを派遣し、課題解決を図ると同時にイクボス的経営を推進した。 ・女性のステップアップセミナーに延べ14社23人、経営者・管理職のための女性活躍推進セミナーに11社13人が参加した。 	市内・県内の企業の先進事例や取り組みを学ぶことで、自社の課題について改めて気づくことができたとともに、育児休業や介護休業などの制度の共通理解を図ることができた。 イクボス宣言企業：118社 イクボスKOKAネットワーク：18社	育児休業や介護休業などの制度の周知と、必要性など理解を求めていく必要がある。	各種制度の周知とさらなる啓発を行うとともに、イクボスKOKAネットワークの参加企業の拡大を行う。
男性の育児休業の取得を推進する。	商工労政課	企業内人権研修事業 女性活躍推進事業 (ワーク・ライフ・バランス推進事業)	市内企業・事業所に対しイクボス宣言の普及促進を行うと共に、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進の主体的な取組を支援した。	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進を図るため、キックオフ講演会、市内企業の事例紹介の動画を作成し、配信を行った。 ・市内企業・事業所5社に専門コンサルタントを派遣し、課題解決を図ると同時にイクボス的経営を推進した。 ・女性のステップアップセミナーに延べ14社23人、経営者・管理職のための女性活躍推進セミナーに11社13人が参加した。 	市内・県内の企業の先進事例や取り組みを学ぶことで、自社の課題について改めて気づくことができたとともに、育児休業や介護休業などの制度の共通理解を図ることができた。 イクボス宣言企業：118社 イクボスKOKAネットワーク：18社	育児休業や介護休業などの制度の周知と、必要性など理解を求めていく必要がある。	各種制度の周知とさらなる啓発を行うとともに、イクボスKOKAネットワークの参加企業の拡大を行う。
職場復帰や再雇用制度についての啓発を行う。	商工労政課	企業内人権研修事業	企業訪問において、育児、介護休業制度の取得状況について調査した。	介護休業制度は男女とも取得率が低い状況であった。	市内企業・事業所の実態把握することができた。	制度の周知と取得できる職場環境整備の周知・啓発が必要である。	引き続き、企業訪問を通じて、情報提供を行う。
休業制度などの支援制度について啓発を行う。	商工労政課	企業内人権研修事業 女性活躍推進事業 (ワーク・ライフ・バランス推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問において、育児、介護休業制度の取得状況について調査した。 ・市内企業・事業所に対しイクボス宣言の普及促進を行うと共に、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進の主体的な取組を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業216社へ企業訪問を実施し、調査票等の回収を行った。 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業において連続セミナーを開催し、先進的な取組などの情報提供や意見交換などを行つた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業・事業所の実態把握することができた。 ・市内・県内の企業の先進事例や取り組みを学ぶことで、自社の課題について改めて気づくことができたとともに、各種制度における理解を図ることができた。 	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進について取り組む企業を増やすために、引き続き制度等の周知や啓発を行う必要がある。	各種制度の周知とさらなる啓発を行うとともに、イクボスKOKAネットワークの参加企業の拡大を行う。

家族などを介護する人が、介護をしながら就業を継続できるよう啓発を行う。	長寿福祉課	介護保険事業	甲賀市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき介護保険事業を実施する。 企業向け介護と仕事の両立のための啓発紙の配布や出前講座で啓発を行う。	・出前講座の実施（4回） ・各種パンフレット作成（4種類） ・サービスガイドによる介護保険サービスの周知	介護保険サービスの内容や利用方法等について、出前講座や各種パンフレット、介護・福祉サービスガイドで周知を行った。	介護離職ゼロを目指し、家族介護者が、介護のために離職しないで安心して介護ができるよう、勤め先や働きながら介護する方に対して支援制度の啓発や介護保険制度を含めた高齢者施策の周知が必要	甲賀市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき介護保険事業を実施する。 企業向け介護と仕事の両立のため出前講座で啓発を行う。
	長寿福祉課	任意事業費	介護の重度化予防のためにも、在宅介護が始まる段階で、介護者支援に繋げられるよう、市役所の窓口や病院（地域連携）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、社会福祉協議会など、介護アドバイス事業の周知啓発を行いながら、在宅介護の課題を聞き取る。	介護者家族等に対し、「在宅介護アドバイス事業」で、自宅訪問を行い、介護負担の軽減と在宅介護が継続できるような支援を行った。※令和6年度は24件の相談に対応。	すでに介護サービスを利用されている方以外にも、急遽在宅での介護が始まり、生活の変化に適応できず困っている方に対する支援が繋がっている。	在宅介護での困りごとは、地域の課題でもあり、介護サービスだけでなく地域の資源や市の取り組みと繋げながら、複合的に支援していく必要がある。	介護の重度化予防のためにも、在宅介護が始まる段階で、介護者支援に繋げられるよう、市役所の窓口や病院（地域連携）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、社会福祉協議会など、介護アドバイス事業の事業周知を行いながら、在宅介護の課題を聞き取る。
	商工労政課	企業内人権研修事業 女性活躍推進事業 (ワーク・ライフ・バランス推進事業)	・企業訪問において、育児・介護休業制度の取得状況について調査した。 ・市内企業・事業所に対しイクボス宣言の普及促進を行うと共に、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進の主体的な取組を支援した。	・市内企業216社へ企業訪問を実施し、調査票等の回収を行った。 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業において連続セミナーを開催し、先進的な取組などの情報提供や意見交換などを行つた。	・市内企業・事業所の実態把握することができた。 ・市内・県内の企業の先進事例や取り組みを学ぶことで、自社の課題について改めて気づくことができたとともに、各種制度における理解を図ることができた。 イクボス宣言企業：118社 イクボスKOKAネットワーク：18社	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進について取り組む企業を増やすために、引き続き制度等の周知や啓発を行う必要がある。	各種制度の周知とさらなる啓発を行うとともに、イクボスKOKAネットワークの参加企業の拡大を行う。

② ライフスタイルに対応した多様な働き方の促進

重点

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
企業・事業所に対し、多様な働き方の情報提供や取組への支援を行う。	商工労政課	女性活躍推進事業 (ワーク・ライフ・バランス推進事業)	市内企業・事業所に対しイクボス宣言の普及促進を行うと共に、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進の主体的な取組を支援した。	・働き方改革、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進を図るために、キックオフ講演会、市内企業の事例紹介の動画を作成し、配信を行つた。 ・市内企業・事業所5社に専門コンサルタントを派遣し、課題解決を図ると同時にイクボス的経営を推進した。 ・女性のステップアップセミナーに延べ14社23人、経営者・管理職のための女性活躍推進セミナーに11社13人が参加した。	市内・県内の企業の先進事例や取り組みを学ぶことで、自社の課題について改めて気づくことができたとともに、ワーク・ライフ・バランスや女性参画の必要性や共通理解を図ることができた。 イクボス宣言企業：118社 イクボスKOKAネットワーク：18社	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進について取り組む企業を増やすために、引き続き制度等の周知や啓発を行う必要がある。また、イクボスKOKAネットワークの拡大を促進する必要がある。	イクボスや働き方改革、女性活躍について取り組む企業を増やすため、さらなる啓発を行うとともに、イクボスKOKAネットワークの参加企業の拡大を行う。
	政策推進課	移住定住促進事業	・都市圏や市内イベントにおける移住ブースの出展（多様な暮らしや働き方のPR） ・移住関連情報発信の一元化の推進 ・地域おこし協力隊による、空き家活用や外部団体を含めた、移住支援の体制づくり ・JRと連携したおためし暮らしの実施 ・移住支援金の交付	・4回の移住イベントに参加。（東京1回、大阪3回） ・情報を一元化した移住ポータルサイトを運用。（アクセス数：104,220件） ・空き家業務と移住業務をパッケージ化した業務の外注化に向けた協議を実施。 ・JR西日本協働事業「おためし暮らし」を実施。（計5組、13名入居） ・移住支援金1件100万円交付。	・移住イベント、セミナーへの参加により、移住市場における本市の立ち位置が把握できた。 ・移住ポータルサイトにおけるコンテンツの充実により、当該サイトのアクセス数が増加した。 ・地域おこし協力隊の活動により、土山地域の空き家の状況が把握できた。	・より移住に注力している他自治体と比較すると、本市は“埋もれる”印象。 ・移住支援金が、移住先を決定する直接的なインセンティブにはなっていない。	・都市圏や市内イベントにおける移住ブースの出展（多様な暮らしや働き方のPR） ・移住関連情報発信の一元化の推進 ・地域おこし協力隊による、空き家活用や外部団体を含めた、移住支援の体制づくり ・JRと連携したおためし暮らしの実施 ・移住支援金の交付

第2次男女共同参画計画（甲賀市女性活躍推進計画）進捗状況調査表

基本目標Ⅲ. 男女がともに安心して暮らせる社会づくり

1. あらゆる暴力の根絶

① あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進

重点

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
DVに関する正しい理解と認識を図るために講演会・学習会を実施する。	家庭児童相談室	DV防止支援事業	前年に続き、立命館大学村本教授を招いての研修会を実施	立命館大学村本教授を招いての研修会を1回開催	立命館大学村本教授を招いての研修会を1回行いDVに関する正しい理解と認識を図るきっかけ作りになった。	広く市民に向けた研修会の実施が必要	学識経験者による研修会、出前講座などの啓発を行う。
	商工労政課	男女共同参画推進事業	家庭児童相談室と連携し、「20歳のつどい」参加者にデートDV防止に関するリーフレットを配布し、啓発を行った。	家庭児童相談室と連携し、「20歳のつどい」参加者にデートDV防止に関するリーフレットを配布し、啓発を実施した。	「20歳のつどい」参加者にデートDV防止に関するリーフレットを配布することで周知・啓発につながった。	DVについては認知率が増加しているが、デートDVの言葉を知らない人も一定数いるため、DVやデートDVについて周知が必要である。	家庭児童相談室や人権推進課や教育委員会と連携し、デートDVについて、年齢に合わせた内容で啓発を実施する。
	家庭児童相談室	DV防止支援事業	広報こうか・ホームページ、中学生が使用するタブレットなどを利用しDVの啓発と相談窓口の周知を行った。 各啓発月間に啓発チラシ、物品を設置した。 4月「若年層の性暴力被害予防月間」11月「女性への暴力をなくす運動」1月「20歳のつどい」	各啓発月間に啓発チラシ、物品を設置した。物品に甲賀市HP（女性相談）に繋がるQRコードを載せた。 啓発物品設置協力機関は、年間で51箇所であった。	啓発物品には、各啓発期間に合わせた啓発内容と相談窓口を掲載。 啓発物品は、市内51箇所に設置しそのうち44箇所（約86%）では配布率が過半数以上となった。	DVについてはTV等で認知しているが、相談窓口については認知度が低い。	若年層・主婦層をターゲットにした啓発物品の配置を行う。
あらゆる暴力の防止に向けた啓発を行う。	商工労政課	男女共同参画推進事業	広報紙で「女性に対する暴力をなくす運動」期間中にあらゆる暴力防止に向けた啓発を行った。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）や相談窓口について家庭児童相談室、人権推進課と連携し、市広報紙に掲載し、啓発を実施した。	市広報紙に掲載することで周知・啓発につながった。	あらゆる暴力の根絶をめざし関係期間との連携を強化するとともに、引き続き周知・啓発が必要である。	家庭児童相談室や人権推進課と連携し、SNS等を利用した啓発を実施する。
	人権推進課	人権教育啓発事業	女性の人権やジェンダーに関わる啓発チラシの作成や、啓発DVDの購入・案内をすることで啓発に努めた。	人権尊重のまちづくりリーダー研修では啓発紙を資料に7回の研修を行った。 また、市内16区・自治会で啓発紙を使用したまちづくり懇談会を実施した。	人権尊重のまちづくりリーダー研修では、全7回で区長、自治会長、人権・同和教育推進員、市職員など419人の参加があった。	懇談会やセミナー開催の周知方法を工夫し、参加者の増加と参加者層の拡大を目指したい。	懇談会やセミナーの開催に努める。また、まちづくりリーダー研修などで、作成した啓発紙を用いた啓発を試みる。
	家庭児童相談室	DV防止支援事業	1月の「20歳のつどい」には参加者に啓発物品を手渡し、4月の「若年層の性暴力被害予防月間」には3月末に中学・高校、図書館、商業施設に啓発チラシ・啓発物品を設置した。	R6年度からはデートDVの啓発として、4月の「若年層の性暴力被害予防月間」に向け3月末に中学・高校、図書館、商業施設に啓発チラシ・啓発物品を設置、配布した。	4月の「若年層の性暴力被害予防月間」に向け、3月末に中学・高校、図書館、商業施設に啓発チラシ・啓発物品を設置した。 啓発物品は、市内28箇所に設置し、そのうち23箇所（約82%）では配布率が過半数以上となった。	啓発物品の配置について、商業施設によっては配置する場所の確保が難しい等の理由で断られた店舗があった。	啓発物品の設置、中学・高校への出前講座等で啓発を行う。 より啓発活動を浸透させるために、今後も啓発物品を設置してもらえる機関を増やしていくたいと考えている。
若年層を対象に、デートDV防止に向けた啓発を行う。	商工労政課	男女共同参画推進事業	家庭児童相談室と連携し、「20歳のつどい」参加者にデートDV防止に関するリーフレットを配布し、啓発を行った。	家庭児童相談室と連携し、「20歳のつどい」参加者にデートDV防止に関するリーフレットを配布し、啓発を実施した。	「20歳のつどい」参加者にデートDV防止に関するリーフレットを配布することで周知・啓発につながった。	20歳代以下の「DVやデートDV」についての認知度が低いの、若者への周知が必要である。	家庭児童相談室や人権推進課や教育委員会と連携し、デートDVについて、年齢に合わせた内容で啓発を実施する。
	商工労政課	企業内人権研修事業	企業人権啓発推進員がハラスメントをテーマに企業内人権研修を実施した。	企業内人権研修21件 うち7件がハラスメントがテーマ	社会情勢の変化により、ハラスメントが多様化、複雑化しており、企業側にとつても課題となっていることが研修テーマからわかり課題解決のための一助となっている。	昨年度より増え、ハラスメント防止に企業の関心が高まっている。	引き続き、企業内人権研修を実施し、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止に向けた啓発を行う。
	商工労政課	男女共同参画推進事業	広報紙で「女性に対する暴力をなくす運動」期間中にあらゆる暴力防止に向けた啓発を行った。	家庭児童相談室や人権推進課と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）や相談窓口について、市広報紙に掲載し、啓発を実施した。また、チラシを掲示、配置した。	市広報紙に掲載、チラシ等の配置することで周知・啓発につながった。	低年齢児からの学習が効果的であり、学校教育課との連携を強化する必要がある。また、SNSを使った周知・啓発も必要である。	家庭児童相談室や人権推進課、学校教育課など関係機関と連携し、啓発を実施する。
職場や地域、学校等でのセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発を行う。	学校教育課	教育振興一般事務 小学校教育振興事務 中学校教育振興事務	職員研修での具体的な事例をもとにした取り組みを行った。	各校でテーマを設定し職員研修を実施した。	具体的な事例をもとに、職員同士の意見交流の場を設定し実践的な研修を工夫して実施した。	研修での学びを活かし、職員同士が日常的に声を掛け合える環境を育てていく必要がある。	職員研修での具体的な事例をもとにした取り組みを行う。

有害な図書をなくすよう働きかけ、有害なインターネットサイトの閲覧や書き込みをしないよう啓発を行う。	社会教育スポーツ課	少年センター運営事業 少年補導委員設置事業	定期的な立入調査を実施した。また、随時、該当店舗等の営業状況(開店、閉店等)の把握に努め、新店舗においては、速やかに立入調査を実施し、条例の趣旨に基づく協力を求めた。特に、県下一斉立入調査では啓発チラシ等を配布し、再度、青少年健全育成条例の趣旨に基づく協力を求めた。そして、少年センターにより、あいコムこうか「音声放送番組」での啓発活動を実施した。	有害図書等の陳列方法や青少年が購入・閲覧等しないような必要措置は、各店舗とも協力と理解が得られた。	区分陳列について、一部店舗で不十分な対応が見受けられたが、指導により改善された。	立入調査の回数が減少した。 関係機関・団体との合同での調査が実施できなかった。	定期的立入調査ならびに一斉立入調査のほか、インターネットサイト利用の危険性等の啓発活動の強化。青少年健全育成条例の周知と関係機関等の連携を強化し、広く啓発する。
	人権推進課	人権教育啓発事業	紙面での啓発活動に努めた。	啓発紙や市広報紙により、ネット情報の特性や危険に対する問題意識の投げかけと相談窓口の紹介をした。	—	滋賀県人権センターからは度々モニタリング作業を実施するよう要望があるが、現在の体制では難しい。	講演や紙面での啓発活動を推進するとともに、滋賀県人権センターと連携して、悪質な書き込みに対して厳正に対処していく。

2 DV等の被害者の保護や支援

① 安心して相談できる体制づくり

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
被害者が問題を抱え込まないように、相談窓口を充実するとともに、対応する職員の資質を向上させる。	家庭児童相談室	D V防止支援事業	研修会の参加、県・他市町の女性相談支援員との連携を密にした。	研修会に参加した。また、県・他市町の女性相談支援員と連携ができた。	職員の資質向上が図れ、具体的な支援に繋がった。	全国女性相談支援員研究協議会への参加ができない。	研修会・研究協議会への参加、県・他市町の女性相談支援員との連携をとる。
	人権推進課	人権文化醸成事業 人権教育啓発事業	相談員の資質向上のため、積極的に研修会に参加した。	相談員スキルアップ講座 3回	相談員の資質向上が図れ、より相談者の状況に寄り添った相談対応につながった。	引き続き、相談対応職員の資質向上が必要である。	更なる相談員の資質向上のため、積極的に研修会に参加する。
被害者が安心して相談できる体制の整備を行う。	家庭児童相談室	D V防止支援事業	女性相談支援員を配置。被害者のニーズに合わせて相談に対応し、一時保護が必要な場合は安全を確保し実施した。	相談に入る前に〈相談の約束事〉を見てもらい、安心して話しができる環境を整えた。DV支援に対応している関係機関との調整を行った。	相談がスムーズになされた。他県との連携も行うことができた。	相談支援員が経験不足でありスキルアップが必要	相談者が来られたら丁寧な対応をしていく。また相談者の要望に応えられるよう日頃よりスキルアップを心がける。
	人権推進課	人権文化醸成事業	相談室を常に利用できる体制を整えている。相談者に応じて、男女どもの相談員が対応できるようにしている。	延べ相談件数214件。前年度（111件）実績から倍増しているが、同一人物からの数多くの電話相談が含まれている。	相談員のきめ細やかな対応が相談しやすく、延べ相談件数が大幅に増加した。	相談員が週3日勤務であり、常時対応できる体制がとれていない。	専用の相談室を利用するとともに、複数名での体制で対応できるようにする。
市民からの通報の意義と必要性や相談機関、通報先等を広く市民に周知する。	家庭児童相談室	D V防止支援事業	広報こうか・ホームページで通報の必要性や相談窓口の周知を行った。	広報こうかにDVの啓発と相談窓口の周知を行った。また、ホームページ・啓発物品の設置などを利用した啓発も行った。	相談件数が昨年度57件から72件、延べ相談件数が195件から今年度310件に增加了。 相談者の中には、甲賀市HP（女性相談）の閲覧がきっかけで女性相談支援員（女性相談窓口）に繋がったケースもあった。	相談機関の周知が不十分である。	広報こうか・ホームページ・関係機関への啓発物品の設置等により、通報の必要性や相談窓口の周知を行う。
	人権推進課	人権文化醸成事業	市の施設に男女の悩み事相談窓口の案内を設置し、成人のつどいで相談先一覧を配布した。	成人のつどいで相談先一覧を約700人に配布	相談窓口を広く周知する事により、案内を見て相談をされるケースがある。	相談窓口という部分だけが独り歩きし、法的解決相談窓口のつもりで来られる方がおられる。	市の施設等への案内設置を継続的に取り組むとともに、成人のつどい等の機会を捉え、相談窓口の案内配布を積極的に行う。また、案内チラシをリニューアルし、周知に努める。
日野子ども家庭相談センター、男女共同参画センター（G – N E T）、警察と連携・協力をさらに強化する。	家庭児童相談室	D V防止支援事業	被害がある場合は、警察への相談を促し、緊急避難が必要な場合は中央子ども家庭相談センターに連絡連携を図る。	DVに関する相談に対し、中央子ども家庭相談センターや警察等の関係機関と連携・協力した。 相談者の意向により警察への同行支援を実施した。	女性相談支援員が配置していることで、県とのスムーズな連携を図れた。	相談支援員、相談者の安全確保	DVに関する相談に対応し、他の関係機関との連携・協力に努める。
	人権推進課	人権文化醸成事業	必要に応じて、専門機関へ連絡を行っている。	日野子ども家庭相談センターやG – N E T、警察等と連携対応を行った。	専門機関につなぐことにより、適切に解決につなぐことができた。	当課だけでは対応できないことも多く、適切に連絡することが肝要である。	必要に応じて、適切・迅速に専門機関につなぐとともに連携を図る。

② DV等の被害者の安全確保から自立に向けた支援

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
相談窓口から受け入れ施設へつなぐ。	家庭児童相談室	D V防止支援事業	被害者の一時保護の送致を支援した。	公的シェルターへ2件送致した。	公的シェルターから他市に住む親族の元に転居され生活されている。	母子生活支援施設入所の要綱の見直しが必要	母子生活支援施設入所の手引きの見直し
緊急時に被害者と同伴家族の安全を第一とした支援を行う。	家庭児童相談室	D V防止支援事業	被害者の考えを尊重した中で、安全面を基準に考え方避難を希望する人に対しては、一時避難所まで同行している。また、警察へも相談するように促していく。	被害者の希望により、4組7名のシェルター利用。そのうち2組が警察による送致。また、緊急の場合は、警察へ相談するように促し連携に努めた。	加害者からの危険から避難することができ、今後の相談を県の女性相談支援員につなぐことができた。	庁舎に相談に来られ、一時避難する際安全に外に出られるルートがない。	緊急時に被害者と同伴家族の安全を第一とした支援を行う。
被害者が自立した生活を送るために、関係機関と連携した就労支援を行う。	家庭児童相談室	D V防止支援事業	被害者の健康状態、経済状況、生活状況を確認し居住支援法人等必要な支援機関や相談機関につなぐ。	被害者の状況に応じ、居住支援法人等の支援機関や相談機関と連携を取り、繋げた。	居住支援法人と被害者を繋げることができ、民間アパートに移り住むことができた。	経済的に困窮している方に紹介できる仕事が少ない。	滋賀県女性相談連絡協議会で県内の母子生活支援施設の見学に行く等社会資源の開拓に力を入れる。
	生活支援課	生活困窮者自立支援事業 被保護者自立支援事業	被害者の状況により、生活保護制度利用のほか、生活困窮者自立支援法に基づく就労支援など、関係機関と連携し、必要な支援を行った。	必要に応じて、生活保護の申請支援を行ったほか、ハローワーク等と連携し、就労支援を行った。 就労準備支援事業参加者数4人 就労による自立（生活保護廃止）者数6	就労による自立に向けた支援ができた。	被害者の安全が確保できる就労の場の確保や、就労意欲が持てない人に対する寄り添った支援が必要である。	自立に向け、就労意欲を持てるよう、関係機関と連携し、被害者に寄り添った就労支援を行う。
	商工労政課	就労相談事業	生活支援課などの関係機関と協力して支援を行った。	生活支援課と連携し、ハローワーク甲賀と情報交換会を行った。	情報共有を行い、雇用情勢等の把握ができた。	複合的な課題を抱えたケースに対応するため、各課との連携強化が必要である。	被害者が自立した生活を送るために、関係機関と連携した就労支援を行う。
被害者が自立した生活を送るために、関係機関と連携した住居支援を行う。	家庭児童相談室	D V防止支援事業	被害者の健康状態、経済状況、生活状況を確認し必要な支援機関や相談機関に繋ぐ。	健康面での支援が必要な場合は、相談時に保健師の同席を求める。避難や施設入所に医療受診やカウンセリングを案内する。	精神疾患をお持ちの、他市に避難された方については、避難先の女性相談支援員に繋ぎ医療の相談ができるようにした。	精神的不安が強い方が多いが、サポート体制が整っていない。	関係機関と連携した精神的支援を行う。
	生活支援課	生活困窮者自立支援事業 生活扶助支給事業	被害者の状況により、生活保護制度の利用の他、生活困窮者自立支援法に基づく支援など、関係機関と連携し、必要な住居支援を行った。	必要に応じて、生活保護の申請支援を行ったほか、関係機関と連携し、安心して生活できる住居の確保に向けた支援を行った。 住居確保給付金受給者数2人	住居確保給付金を支給することにより、住居を確保する支援ができた。	就労や子育てなど生活状況に見合った安心して生活できる住居の確保が必要である。	被害者が安心して自立した生活を再び送ることができるよう、被害者に寄り添った住居確保支援を行う。
	住宅建築課	市営住宅管理一般事務 民間賃貸住宅家賃補助事業	市営住宅：DV被害者を、市営住宅公募時に優先入居対象とする。 家賃補助：DV被害者を、家賃補助公募時に倍率優遇対象とする。	市営住宅：市営住宅一般公募時に、DV被害者を優先入居対象として募集を行った。 DV被害者としての応募1件 家賃補助：年1回の家賃補助一般公募時に、DV被害者を倍率優遇対象として新規公募を実施した。	市営住宅：市広報紙や市HPで公募の周知を行い、DV被害者としての申込みが1件あったが、最終抽選で落選となり入居には繋がらなかった。 家賃補助：市広報紙や市HPで年1回の公募の周知を行ったが、DV被害者としての申込みはなかった。	現行の甲賀市営住宅条例ならびに公営住宅法に定める入居者資格の特例において、DV防止法の観点から配偶者と距離をとるなど措置が必要な場合、公営住宅だけでは確実な居所の調達を決定できるものではないため、福祉部局と連携し対応を協議する必要がある。	市営住宅：DV被害者を、市営住宅公募時に優先入居対象とする。 家賃補助：DV被害者を、家賃補助公募時に倍率優遇対象とする。
関係機関と連携した精神的支援を行う。	家庭児童相談室	D V防止支援事業	被害者の健康状態、経済状況、生活状況を確認し必要な支援機関や相談機関に繋ぐ。	健康面での支援が必要な場合は、相談時に保健師の同席を求める。避難や施設入所に医療受診やカウンセリングを案内する。	精神疾患をお持ちの、他市に避難された方については、避難先の女性相談支援員に繋ぎ医療の相談ができるようにした。	精神的不安が強い方が多いが、サポート体制が整っていない。	関係機関と連携した精神的支援を行う。
	長寿福祉課	地域包括支援センター運営費（特会）	高齢者虐待防止事業をはじめとする権利擁護事業の継続を実施する。	高齢者虐待（疑い含む）の相談や通報を受けた高齢者の支援とともに、養護者への働きかけを行った。	総合的な支援を行うことで、虐待の悪化防止、改善につながっている。	地域包括支援センター職員をはじめとする支援者が高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、高齢者、養護者への支援技術の質の向上や関係機関との連携が必要	高齢者虐待防止事業をはじめとする権利擁護事業の継続を実施する。
関連する外部支援機関等との連携を行う。	家庭児童相談室	D V防止支援事業	日野子ども家庭相談センターや警察、他の市女性相談支援員等の関係機関と連携・協力を行う。	日野子ども家庭相談センターや警察、他の市女性相談支援員、居住支援法人等の関係機関と連携・協力した。	民間シェルターや居住支援法人等と連携し切れ目のない支援ができた。	遠方の関係機関とは電話やZOOM等で連携を図るが、直接のやり取りが難しいことで支援の困難さがある。	ヘルプデスク等の関連する外部支援機関の活用を積極的にしていく。

転出入や転居の際に、保育園・学校等と連携し、被害者や子どもに適切な対応と支援を実施する。	保育幼稚園課	保育事業	・転入時、就園相談や面接を行い、保護者や子どもの現状を把握し、園での体制を整え、必要に応じて継続して支援を進める。 ・「保育所における要支援児童等対応推進事業」において、園で気になる子の様子を聞き取り、関係機関と連携をとっていくよう努める。	・園の職員が、保護者や園児の変化を的確にとらえ、状況によっては担当課や関係機関と連携し対応した。 ・園訪問で、園からの聞き取りをしながら、相談に応じ、必要な場合は、担当課につないでいった。	子どもたちの変化を見逃さない体制を作り、早期発見し、関係機関と連携をとことができるように努めた。	転入時の入園手続きにおいて、担当課内での入園決定の配慮や園と関係機関とのつなぐ役割を今後も継続していく。	・保育所等における要支援児童等対応推進事業において、私立園訪問を実施 ・虐待研修会の実施
	学校教育課	教育振興一般事務 小学校教育振興事務 中学校教育振興事務	家児相等関係機関と連携し、情報共有を行い対応している。	関係機関と適宜情報共有した。	関係機関と情報共有することにより、適切な対応・支援ができた。	不登校等により、学校と保護者の相互的な連絡が困難なことがあった。	関係機関と学校との連携を図るとともに、学校と保護者との関係性を高められるよう努める。
	市民課	戸籍住民登録管理事務	住所異動の届出があった際は、速やかに関係部署に連絡を取り、被害者の情報が漏れることのないよう適切な対応を行った。	転出の際に新住所地でも支援措置申し出する予定か確認し、予定がある方については新住所地へ情報提供を事前に行ったり、転入・転出の際は必要に応じて他課と連携を行っている。	被害者の情報を他に漏らすことなく、継続の案内など適切な対応を取ることができた。	関係課との連携を密にし、適切な対応と支援に努める必要がある。	被害者情報については、住基システムを通じて情報共有するため、常にシステムのメモ欄を注視し、関係機関との連絡を取ることを徹底する。
	家庭児童相談室	D V 防止支援事業	保育園・幼稚園・学校・学校教育課等の関係機関に必要な情報提供を行い、母子の支援を行った。	避難後に園、学校にスムーズに通えるよう転出先の市町と連絡調整を行った。	きめ細かな対応により、被害家族の経由が秘匿されたまま避難することができた。	住所異動のないままの転出、元の学校・転出先の学校に経由を伏せたままの調整等が困難である。	転出入や転居の際に、家庭児童相談室（児童担当）・幼稚園・保育園・学校等と連携し、被害者や子どもに適切な対応・支援を実施する。

③加害者の支援	取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
新 加害者や養護者（虐待者）の更生に向けた情報提供及び支援を関係機関と連携して実施する。		地域共生社会推進課	福祉団体育成事業					社会を明るくする運動甲賀市推進委員会にて情報提供および関係機関との連携を実施する。
		長寿福祉課	重層的支援事業					加害者や養護者の置かれた状況により、必要な支援を受けられる関係機関へつなぐ。
		障がい福祉課	重層的支援事業					加害者や養護者の置かれた状況により、必要な支援を受けられる関係機関へつなぐ。

3. だれもがともに健康で暮らせる社会づくり

① 性別・年代等に応じた健康支援の推進

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
各ライフステージにおいて、健診（検診）及び相談・教室・訪問指導などを行い、健康の維持・増進の充実を図る。	子育て政策課	母子保健活動事業 乳幼児健康診査事業 妊婦健康診査等事業 子育て世代包括支援事業	妊娠期に健診費用の助成や妊婦相談、教室の開催、訪問を行った。また、乳幼児期（子育て期）にも健診、相談、訪問、教室の開催を継続して行った。	妊産婦相談、訪問、教室、乳幼児健診を行った。	妊娠期から切れ目なく支援を行うため相談や訪問、教室を実施した。	妊娠期から切れ目がない支援を展開するために相談支援を実施している。子どもだけでなく、保護者の健康についても意識を向けてもらえるように情報発信等の工夫が必要	安心安全に健診・保健指導を受けることができるよう体制を整備する。妊娠期から子育て期にかけて誰一人残すことなく切れ目がない支援ができるよう「こうか版ネウボラ」の体制構築に努める。
	保険年金課	特定健康診査等事業 後期高齢者健康診査事業	・特定健診、特定保健指導の実施。 ・第3期データヘルス計画に基づき、健診未受診者が健診の内容や受けることの必要性について考えるきっかけとなるよう勧奨を行う。 ・保健指導の実施機関（委託業者・医療機関・各保健センター）と連携をとり、特定保健指導実施率の向上に繋げる。 ・後期高齢者健康診査は、令和6年度より、対象を拡大して実施	特定健診 ・集団健診を年間14回（5地域）実施した。特定健康診査受診率 43.8%（5月末時点）※法定報告確定値11月予定 ・保健指導対象者の結果説明会を実施し、動機付け支援対象者へのグループ支援を行った。 ・イベントにおいて、血压や体組成計測定等を行い、健診受診促進の啓発を行った。 後期健康診査 ・医療機関への委託による個別健診を実施した。 健康診査受診者数 5,074人 健康診査受診率38.8%（※5月時点）	特定健診 ・人間ドック助成の周知、専門職による電話での受診勧奨、ハガキによる受診勧奨等により、健診受診の必要性等を周知を図ることができた。 ・グループ支援や結果説明会等を実施することにより、保健指導利用率は増加傾向にある。 後期健康診査 ・対象者を拡大したが、医療機関の協力のもと、前年度より受診率が向上し、健康の保持増進を図ることができた。	・特定健診未受診者かつ医療機関も受診していない方や、40.50代の未受診の割合が多い。従来の勧奨や啓発方法についての検証や被保険者の特性に応じた受診勧奨等新たな方策の模索等について検討していく必要がある。 ・保健指導の利用率は少しずつ上がっていいるものの中断者が多いため、実施率の向上につながっていない。 ・健診未受診で医療機関も受診していない健康状態不明者が一定数いるため、状況把握に努め、健診受診勧奨を行う必要がある。	・特定健診、特定保健指導、健康診査の実施。 ・健診未受診者の受診勧奨 ・保健指導の実施機関（委託業者・医療機関・各保健センター）と連携し、特定保健指導実施率の向上に繋げる。 ・健診結果説明会実施地域の拡大検討 ・イベント等での健診受診啓発
	信楽中央病院	病院事業	感染症の状況を考慮しながら、コロナ流行前に行っていた健康塾の再開を模索した。	5月は院外施設、9月は院内待合スペースで健康塾を開催した。	多職種の講師（医師、管理栄養士、理学療法士）の講義をし好評であった。	もっと多くの人に参加してもらえるよう広報活動に努める。	開催場所を院内の外来待合いスペースを活用し、持続的な健康教室を実施する。（年3回開催予定）
高齢者の生きがいづくり、健康づくりに努めるため、高齢者講座を実施する。	長寿福祉課	老人福祉施設管理事務・介護保険特別会計	甲賀市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき介護保険事業を実施する。 介護・福祉サービスガイドや出前講座等により、市民や企業・事業所に周知する。	・出前講座の実施（4回） ・各種パンフレット作成（4種類） ・サービスガイドによる介護保険サービスの周知	第9期計画に基づき介護予防サービスの提供を行うとともに、出前講座において介護予防に取り組むことの重要性について啓発を行った。	今後、高齢者の増加に加え、サービスの担い手となる若年層人口が減少していくことをふまえ、介護保険サービスの整備とともに、健康づくりと介護保険予防の取り組みを進めるなど、将来にむけて安定した介護保険事業の運営を行う必要がある。	甲賀市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき介護保険事業を実施する。 介護・福祉サービスガイドや出前講座等により、市民や企業・事業所に周知する。
	長寿福祉課	一般介護予防事業費（特会）	介護予防に関する学習会・教室、健康教育や出前講座の継続実施 様々な媒体での啓発の継続実施	・出前講座の実施（11回） ・各種パンフレット配布、周知 ・研修会を行い、100歳体操のからだの動かし方や情報交換会を実施	地域の通いの場に参加されていない方への啓発方法について、研修会の場で情報交換会を行った。 出前講座を周知し、介護予防につなげられるような啓発を行った。	効果的なフレイル予防について検討が必要。また、介護予防を啓発する人員人材の発掘が必要	介護予防に関する学習会・教室、健康教育や出前講座の継続実施 様々な媒体での啓発の継続実施
	社会教育スポーツ課	かふか生涯学習館運営事業	「シルバー大学」は全体学習会を開催するなど、学びの機会を増やす取り組みを行なう。「夢の学習」の講座を二つに合わせて充実させるなど、学習する機会を通じて、なかまづくりおよび、心身の健康に寄与し、高齢者が安心して過ごせる場をつくる。	「シルバー大学」の全体学習会を開催した。また歴史講座の現地研修を旧町ごとに行ない学びの機会を増やした。また、「夢の学習」において、高齢者健康づくりを行なった。	講座への参加者、指導者、学習補助など、それぞれの立場から参画でき、生きがいづくり、健康づくりの場となり、高齢者の居場所づくりに繋がった。	「シルバー大学」は受講者が減少しているので受講者を増やす方策の検討が必要。地域によって、活動件数にばらつきがある。参画者の平均年齢が上昇しており、健康寿命につなげることが課題である。	「シルバー大学」は全体学習会を開催するなど、学びの機会を増やす取り組みを行う。「夢の学習」の講座を二つに合わせて充実させるなど、学習する機会を通じて、なかまづくりおよび、心身の健康に寄与し、高齢者が安心して過ごせる場をつくる。
	人権推進課	宇川会館運営事業 清和会館運営事業 かえで会館運営事業 牛飼教育集会所運営事業 西教育集会所運営事業	各地域総合センターの隣保館デイサービス事業において、高齢者向けの各種講座を実施した。	宇川会館 22回 清和会館 13回 かえで会館 27回	身近なコミュニティセンターでの各種講座により、高齢者の生きがいづくりに繋がった。回数的には減少傾向にある。	参加者が固定され、高齢化により減少する傾向にある。また、地域の自主自立を進める必要がある。	各地域総合センターの隣保館デイサービス事業を実施し、生きがい・健康づくりを支援する。
健康で元気な生活ができ、要介護状態にならないように介護予防に取り組む。	長寿福祉課	介護予防事業	新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意しつつ、継続実施する。	ボランティア・ポイント制度活用者28人 いきいき百歳体操開催団体102団体の支援と介護予防活動団体120団体への支援（百歳体操一部重複あり）	ボランティア受入機関については、新型コロナウイルス感染症拡大予防のために活動内容を制限されていたが、制限が縮小されたことで徐々に参加者も増加した。	ボランティアポイント制度は、施設等でボランティア活動内容に制限があり、受入施設が減少傾向にある。 高齢者の方に対し、ボランティア・ポイント制度の周知も必要である。	ボランティアポイント制度の実施。いきいき百歳体操実施団体への支援。通いの場にて介護予防を実施する団体への支援
	信楽中央病院	病院事業	感染症の状況を考慮しながら、コロナ流行前に行っていた健康塾の再開を模索した。	5月は院外施設、9月は院内待合スペースで健康塾を開催した。	多職種の講師（医師、管理栄養士、理学療法士）の講義をし好評であった。	もっと多くの人に参加してもらえるよう広報活動に努める。	開催場所を院内の外来待合いスペースを活用し、持続的な健康教室を実施する。
	人権推進課	宇川会館運営事業 清和会館運営事業 かえで会館運営事業 牛飼教育集会所運営事業 西教育集会所運営事業	各地域総合センターにおいて、いきいき百歳体操を実施した。	宇川会館 47回 清和会館 45回 かえで会館 41回	健康で元気な生活ができ、要介護状態にならないような介護予防の一助となつた。	参加者が固定され、高齢化により参加者が減少する傾向にある。	各地域総合センターにおいて、いきいき百歳体操を継続実施し、介護予防に取り組む。

児童・学生・若年層における心身の健康及び性教育についての啓発・指導の充実を図る。	学校教育課	教育振興一般事務 小学校教育振興事務 中学校教育振興事務	小学校では体育科保健、中学校では保健体育科において、心身の健康及び性教育について学習を行った。	小学校では体育科保健、中学校では保健体育科において、心身の健康及び性教育について学習を行った。	心身の健康及び性教育について、発達段階に応じて系統的に学ぶことができた。	児童生徒にとってより確かな学びとなるよう、引き続き教材研究・授業改善に努める必要がある。	小学校では体育科保健、中学校では保健体育科において、心身の健康及び性教育について学習する。
	子育て政策課	子育て世代包括支援事業	教室、サロン、訪問を開催・実施した。	プレババママサロン 12回 ベビーママ教室 48回 リトルママサロン 60回	集団の教育や個別の相談を通じて子どもの健康や成長について伝えた。	幅広く参加を促しているが必要だと思われる方への関りが困難	教室、サロン、訪問を開催・実施
	信楽中央病院	病院事業	事前に女性医師対応の希望があれば調整を行う。	対応への希望があった患者様はすべて案内できた。	対応への希望があった患者様はすべて案内できた。	当日の女性医師希望の場合は対応不可となる可能性があるため事前に相談していただくように広く広報する必要がある。	事前に女性医師対応への希望があれば調整を行う。 小学校、中学校は学校医として女性医師が担当する。

② 妊娠・出産期における健康支援の推進

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
妊娠・出産・育児上の啓発・相談・指導の充実を図る。	子育て政策課	母子保健事業	プレババママ教室（妊娠期の教室）を月1回開催した。 妊娠期～子育て期を対象とした訪問、相談を行った。	教室参加者数、延べ202人（内 男性64人）。夫婦での参加が多く、体の変化や沐浴、調乳等の実習を夫婦や周囲の人と話しながら行われていた。	産院への夫の出入りができない状況が継続しており教室受講希望者が増加した。父となる方が集まり情報交換している姿が見られた。	情報収集の場、他者とのコミュニケーションの場は徐々に戻って来たが積極的に参加できる状況には至っていない。	参加された夫（男性）が、保健指導がえやすいような工夫が必要。また、夫、妊婦ともに孤立しない環境を作るためにも参加者同士のコミュニケーションの場づくりに努める。
	子育て政策課	子育て世代包括支援事業	妊娠期から子育て期まで包括的な支援のための講座開催と相談事業を行った。	世代包括全体会議を年1回実施 世代包括地域会議を各センター年2回以上実施 世代包括相談件数（3月末時点）23件	センターに来所しない人の内、支援を必要とする人の把握は、地域の担当保健師と連携してサポートができた。	ハイリスク家庭の把握とサポートのためには、担当保健師から利用案内をもらい連携していく必要がある。	引き続き、包括的な支援ための母子保健との連携や相談事業を行う。
妊娠・出産・育児に不安のある方、課題を抱える子どもや家族に対して、訪問や相談を行うとともに支援計画を作成して支援する。	子育て政策課	子育て世代包括支援事業	妊娠を機会に子育てに支援が必要な保護者に対し支援プランを作成し、継続した支援を行った。	プラン作成 実46人 妊娠届け出時の面談 100%	必要な子育てサービスを受けるように支援し、安心して育児ができるように支援ができた。	子育てサービスの整備が必要。 プラン作成、支援者の質の確保。	妊娠を機会に子育てに支援が必要な保護者に対し支援プランを作成し、継続した支援を行う。
妊娠を望む方とパートナーを支援する。	子育て政策課	特定不妊治療助成事業 不育症治療費助成事業	保険外適応の治療に対して経済的支援を行った。	不育症治療費助成事業 1件	申請者には助成を行い経済的支援ができた。	特定不妊治療助成事業は、保険適応治療となり県の助成も終了したためR5末で終了	治療費助成事業の在り方の検討

③ 心の健康づくりの推進

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
心の健康づくりのため知識の普及や啓発、相談体制の充実を図る。	すこやか支援課	健康相談事業 自殺対策事業	自殺対策週間と月間に合わせた啓発の実施。学生・若者への予防啓発 ゲートキーパー養成講座の実施 自殺未遂者支援	9・3月に市役所と図書館に自殺予防啓発資材・相談窓口の掲示 学生に自殺予防資材の配布と相談窓口啓発 11月心の居場所イベント実施	11月心の居場所イベントには、若者層250名が参加し、普及啓発ができた。 ゲートキーパーは105名養成。未遂者支援は19名対応	ゲートキーパー養成にあたり、対象団体等の検討が必要 自殺未遂者については30代、70代女性が多いが、その世代へのアプローチができていない。	R6年度に準じて実施 心のケアの視点での、自殺啓発やセルフケアについて、若者世代へのアプローチを行う。
様々な悩みに対する相談体制の充実を図る。	人権推進課	人権文化醸成事業	男女の悩み事相談窓口で適宜、電話・面談での相談に対応した。	延べ相談件数214件。うち数%ではあるが「こころ」の相談も対応した。	相談の内容によって、適切な相談窓口や機関へ繋げた。また、傾聴することにより、心穏やかになったと帰られる方もおられた。	相談というより、他の機関・部署等のクレーム対応と化するケースもあり、相談員が長時間拘束され、他の相談対応に支障が出る場合があった。	各種相談窓口や関係機関の情報収集、また相談員のスキルアップを図り、適切な相談対応、各種相談窓口・専門機関への連携を行う。

4. 多様な人々がともに安心して暮らせる社会づくり

① 性の多様性を認め合う社会とジェンダー平等社会の実現

重点

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
性の多様性について理解が深まるよう学習機会や周知・啓発の充実を図る。	人権推進課	人権教育啓発事業	性の多様性について理解が深まるような啓発チラシの作成や、啓発DVDの購入・案内をすることで啓発に努めた。パートナーシップ・ファミリーシップ宣言制度について、ケーブルテレビや広報紙を通じて、制度の周知をした。市内保育園・幼稚園、小中学校、高等学校の全職員や民間企業へチラシを配布し周知した。	啓発紙で扱う課題の中にジェンダーに関する内容を含んだ。パートナーシップ・ファミリーシップ宣言制度について、ケーブルテレビや広報紙を通じて、制度の周知をした。市内保育園・幼稚園、小中学校、高等学校の全職員や民間企業へチラシを配布し周知した。	人権尊重のまちづくりリーダー研修では啓発紙を資料に7回の研修を行った。また、16の区で啓発紙を用いた懇談会を実施した。	懇談会やセミナー参加者の増加と参加者層の拡大 パートナーシップ・ファミリーシップ宣言制度のさらなる周知	懇談会やセミナーの開催周知の方法や気軽に参加できる方法を探る。 パートナーシップ・ファミリーシップ宣言制度の周知のため、民間企業を訪問する。
	学校教育課	教育振興一般事務 小学校教育振興事務 中学校教育振興事務	小中学校で、教職員、児童・生徒において研修を行っている。	発達段階や個々の課題に応じた学習を進めた。	個々の多様な考え方や価値観について理解できる児童・生徒が増えてきた。	児童・生徒の理解力と実践力を育成するための講師招聘等外部からの学びの機会が必要である。	講師招聘等による研修を行っている学校から、未実施の他校へ情報を提供し実践する。
性別に違和感を持つ児童・生徒に対して、本人や家族の希望を尊重し、対応する。	学校教育課	教育振興一般事務 小学校教育振興事務 中学校教育振興事務	制服や服装等について、保護者、本人の意向を尊重し、対応し、その理解に努めた。	ジェンダーに関する授業を発達段階に応じて進めた。	本人が安心して相談し、学校生活を送ることができた。	保護者や周りの児童・生徒の理解をより高めなければいけない。	道徳や学活を中心とし、学校教育全体で理解を深めるとともに、取組等について、保護者等に情報発信を行っていく。
働く場におけるダイバーシティを促進するための情報提供や研修等を行う。	商工労政課	企業内人権研修事業	市内企業を対象に性的マイノリティの人権をテーマに研修を実施した。	性的マイノリティの人権への理解促進を図った。 参加企業数：84社85人	・社会情勢の変化により、ハラスメントが多様化、複雑化しており、企業側にとっても課題となっていることが研修テーマからわかり課題解決のための一助となっている。	人権課題は日々変化するため、継続した学習機会の場が必要である。	引き続き、ダイバーシティをテーマに企業向け人権研修を実施する。
パートナーシップ・ファミリーシップ宣言制度の周知・啓発を行う。 新	人権推進課	人権文化醸成事業					地域や市民団体にはチラシを活用し、企業等へは訪問を実施しながら周知・啓発を行う。

② 生活に対して様々な困難を抱える人々への支援

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
生活困窮家庭の生活の安定を図るため、就労支援、経済的支援を行う。	生活支援課	生活困窮者自立支援事業	複合的な問題を抱える生活困窮者に対し、生活支援窓口において、関係機関と連携しながら相談・支援を実施した。	関係機関と連携し、自立に向けた支援を行なうことができた。 収入や就労、病気や住まいの相談などの相談受付件数 3,274件（うち、新規相談 191件）	関係機関と連携し、自立に向けた支援を行なうことができた。	複合的な課題を抱えた相談者に対応するため、関係機関との連携の強化や、誰もが自分らしく活躍できる地域づくりが必要である。	関係機関との連携を強化し、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談・支援を行う。 必要に応じ、重層的支援会議に提案する。
	子育て政策課	ひとり親支援事業 児童手当支給事業 児童扶養手当支給事業	児童手当や児童扶養手当等の支給を行なった。また、ひとり親家庭に対し入学支度金を支給した。	児童手当延べ支給人数 128,017人 児童扶養手当延べ支給人数 8,889人 ひとり親家庭等入学支度金 86件	手当等の制度について周知および適切な案内を行い、対象者へ支給できた。	効果的な制度周知方法について、毎年検討が必要	関係課と連携し、制度の案内を漏れなく行い、児童手当や児童扶養手当等の支給を行う。また、ひとり親家庭に対し入学支度金を支給する。
	商工労政課	就労相談事業	就労相談に来られた方への求人票の閲覧や各関係機関につないだ。	ハローワークや生活支援課の相談に繋げた。	情報共有を行い、雇用情勢等の把握ができた。	企業側と求職者とのマッチングの機会が必要である。	引き続き、各関係機関と連携し、相談を行なう。
	保険年金課	福祉医療給付事業 福祉医療給付事業（市単）	・受給券の交付、制度周知、医療費助成を行い、経済的負担の軽減を図る。（令和6年4月から、高校生世代および一部の精神障がい者を福祉医療費助成対象者に追加） ・在日外国人福祉事業については、令和6年度の対象者なし。	・対象者への受給券の交付及び制度周知を行うとともに、現物給付に加え、償還払い等により給付を行なった。	・医療費助成を行うことで、安心して医療を受けることができ、健康な生活を送ることができた。特に、子どもの医療費助成を高校生世代まで拡充したことにより、成人するまで一貫して助成を受けることができ、子育て世帯の負担軽減を図ることができた。	・本人申請により受給券を交付する制度もあることから、制度を知らない、理解していないことによる申請漏れ ・医療費の高額化等による扶助費の増加やコンビニ受診等の増加の懸念	引き続き対象者への受給券の交付、制度周知及び医療費助成を行う。受給券の年度更新については、対象者の負担軽減を図るために、公簿等の確認による自動更新を実施
住民主体のご近所福祉や支えあいを、地域全体で取り組む。	地域共生社会推進課	地域共生社会構築事業	第3次甲賀市地域福祉活動計画に基づき、4つのプロジェクトを推進するため、旧町単位でご近所福祉協議会を立ち上げ取り組みをすすめている。 ①見守り・支えあい・発見・解決 ②福祉ネットワークづくり ③地域の居場所づくり ④災害にも強いまちづくり	社会福祉協議会が所管する事業は、ご近所福祉協議会のみならず、民生委員、日赤奉仕団、ボランティア連絡協議会など多岐に渡っている。これまで、日赤奉仕団は女性で構成されていたが、災害時の対応のこともあるため、男性も参加するようになった。	地域サロンや子ども食堂のボランティアは女性が多い。また、更生保護女性会など成り立ち自体が女性のみで構成されている団体もあるが、少しづつ軽減しているが、時間がかかると思われる。	コロナ禍によって、団体や会議・活動減少はみられたが、概ねコロナ前の活動状態にもどりつつある。	地域づくりや、地域での支え合いには、地域特性によって違いがある。地域によって、男女問わずにボランティアが活躍されている地域もあるため、モデルにしながら、ジェンダーフリーを推進していく。
地域や避難者の特性に合わせた災害情報の提供や安全・安心な避難所運営に取り組む。	危機管理課	消防活動推進事業 災害対策事業 災害対策事務	避難所における女性参画や多様な性などに対する視点も踏まえ、様々な団体に参画いただき、避難所運営訓練等を実施する。	避難所における女性参画や多様な性などに対する視点も踏まえ、様々な団体に参画いただき、避難所運営訓練等を実施した。（油日自治振興会R6.12.7）	避難所運営マニュアル更新ができた。	避難所における女性参画や多様な性などに対する視点も踏まえ、様々な団体に参画いただき、避難所運営訓練等を継続する仕組みが必要である。	避難所における女性参画や多様な性などに対する視点も踏まえ、様々な団体に参画いただき、避難所運営訓練等を実施する。

第2次男女共同参画計画（甲賀市女性活躍推進計画）進捗状況調査表

推進体制

取組内容	担当課	事務事業名	令和6年度取組内容	令和6年度実績	令和6年度成果	令和6年度課題	令和7年度取組計画
すべての人があらゆる分野で個性と能力を十分に發揮し、チャレンジや活躍ができる組織づくりに取り組む。	人事課	職員研修事業 人事評価事業	職員全員が働きやすい、風通しの良い職場環境を目指すために、管理職を対象にマネジメント研修等を行う。 人事評価において、職員の能力開発と新たな仕事へのチャレンジがなされる仕組みとしている。	各管理職の階層別研修の実施、ラインケア研修、心理的安全性研修、風通しのよい職場づくり研修、人事評価者研修等を実施。	階層別研修の受講率は86.7%であり、ラインケア研修、心理的安全性研修、風通しのよい職場づくり研修については全体で68.1%の受講率であった。研修のアンケートから管理職のマネジメントに対する意識は向上している。	出席率については、業務多忙による不参加の状況があることから、今後の研修の実施方法について考えていく必要がある。	階層別研修を行い、継続して風通しの良い職場づくりに取り組む。部下に対する管理職の関わり方について研修を行うとともに、管理職自身が業務改善を行い職場内のマネジメント能力向上が図れるよう取り組む。
	商工労政課	男女共同参画推進事業	ワーク・ライフ・バランス推進事業、女性活躍推進事業と連携して事業を行う。	・働き方改革、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進を図るために、キックオフ動画を作成し、配信を行った。 ・女性のステップアップセミナー、経営者・管理職のための女性活躍推進セミナーに市女性職員・管理職職員の参加を促し、4名の参加があった。	ワーク・ライフ・バランスや女性参画の必要性や共通理解を図ることができた。	市が率先して取り組みを進めるべく、関係部署との連携を強化し、各事業等を進めていく必要がある。	ワーク・ライフ・バランスや働き方改革、女性活躍について周知・啓発を行う。
女性の材の発掘に努め、各審議会の男女どちらか委員の人数・比率が40%を下回らないように取り組む。	審議会設置 (各部局)	記入不要					
	総務課	甲賀市附属機関の選任に関する指針	附属機関の担当部署あてに四半期ごとに附属機関の会議の公開状況照会を行うことで、委員に占める女性の登用率が40%以上になるよう周知を図った。	年4回、附属機関の担当部署あての照会を通じて女性の登用率向上についての意識づけができている。	担当部署あての照会を通じて女性の登用率向上についての意識づけを図ることで、女性登用率は概ね同率で推移している。	従来から充て職による委員については男性の占める割合が高くなる傾向があるため、前例にとらわれない適任者の選任にも努めていく必要がある。	委嘱、任命の決裁（合意）時に女性登用率が未達成である機関については、理由書の提出を求めている。今後も引き続き附属機関の会議の公開状況照会を行うことで、女性の登用率が向上するよう継続して周知を図る。
各審議会の委員数について定期的に調査・分析・公表を行う。	商工労政課	男女共同参画推進事業	各審議会等の女性の登用について状況調査を行った。	調査結果を審議会、本部会で報告し、ホームページ等で公表を行った。	調査結果を審議会、本部会で報告し、ホームページで公表し、市の男女共同参画の現状について周知ができた。	団体選出の場合、男性割合が高くなる傾向がある。団体設立の趣旨や団体の特徴に応じた女性委員の選出が必要である。	引き続き、審議会等附属機関の委員の選任について、定期的に調査・分析・公表を行う。
女性管理職の登用の拡大に向けた取組を推進するため、再構築した人事評価制度の活用や各種研修等の実施により、人材育成を強化するとともに職員の意識醸成を図る。	人事課	職員研修事業 人事評価事業	・人事評価の結果については、女性がいきいきと働き続けることができる職場環境の実現、風土醸成に向け、引き続き昇任等の参考材料として適正に活用する。 ・適切な人事評価が行えるよう評価者向けの研修を行う。	・R7.4.1付昇格者の案を作成する際、R5下半期、R6上半期の人事評価結果を参考とし、適正に活用した。 ・評価者に対して評価者研修を行い、適切な人事評価を行うと同時に人材育成を行うことを念頭に置いた研修を行った。	・管理職に占める女性の割合【R7.4.1現在】 対象管理職数 211人 うち女性職員 81人 (38%) 【R6.4.1現在】 対象管理職数 216人 うち女性職員 80人 (37%) ・前年度に比べて、評価基準の均一化ができた。	・女性管理職が少ない要因として家庭の事情で係長昇任を希望しない女性職員が一定数見られるため、より働きやすい職場の実現に向けて働き方改革を推進する。 ・ライフイベントによって昇任意欲が低下することがないよう取り組む必要がある。	・人事評価が適切に行われるよう、評価者向けの研修を行っていく。 ・人事評価において、目標設定の段階から、面談を行うことで、部下の目標意識、モチベーションにつなげる必要がある。また、被評価者研修を行い、目標設定の段階での水準をそろえていく必要がある。
男女共同参画に関する研修会の実施と職員の参加を促進する。	人事課	職員研修事業	・ハラスメント相談員を対象とした相談員研修を行う。 ・管理職を対象にハラスメント防止研修やマネジメント研修を行う。 ・研修の実施日を通知する方法として、全庁通知を行うほか、システム上で各個人のスケジュールに研修実施日を明示する。	・ハラスメント相談員に向けた研修を実施した。 ・管理職を対象にハラスメント防止研修を実施した。 ・研修の受講対象者にスケジュール登録を行った。	・各種研修を実施したことで、管理職が部下の健康面・育成等に関する意識が高まった。また、研修講師への質問を行うなど積極的な関わりが見られるようになった。 ・スケジュールに研修が入っていることで、研修への意識が高まった。	・外部の意見を取り入れた多様な研修を実施する必要がある。 ・出先機関の職員や職場内の人員が少ないことで研修が受講できない場合がある。	・外部研修の実施を検討する。 ・受講しやすい環境を整えるため、研修の実施日の検討やWEBでの配信を行う。
	商工労政課	男女共同参画推進事業 女性活躍推進事業 (ワーク・ライフ・バランス推進事業)	新就職人権研修会において「自己肯定感の向上」をテーマに研修会を開催した。また、ワーク・ライフ・バランスや女性の参画についてのセミナーを開催した。	新就職者人権研修を実施し、185人が参加し、自己肯定感の向上について学ぶ機会を提供することができた。 女性のステップアップセミナー、経営者・管理職のための女性活躍推進セミナーに4人が参加した。	研修会を通じてワーク・ライフ・バランスや女性の参画についての周知・啓発につながった。	ワーク・ライフ・バランスや女性の参画について、関係部署と連携を強化し、研修会などの合同開催等を検討する必要がある。	関係部署と連携しながら、研修を実施する。

	学校教育課	教育振興一般事務 小学校教育振興事務 中学校教育振興事務	各校の学校教育目標における児童生徒の実態を踏まえ、学校教育活動全般を通して実施した。	個々のよさを認め合い、協働的に学校生活を送ることで自己有用感に裏付けられた自尊感情を育むことができた。	学校教育全般において、個々のよさを認めあう学習を進めることができた。	単学級学校における人間関係の固定から柔軟な関係づくりが困難なことがある。	各校学校教育目標における児童生徒の実態を踏まえ、学校教育活動全般を通して実施する。
性別による決め付けをせず、男女平等意識を持ち保育・教育にあたれるよう、人権研修等を通して職員の意識向上を図る。	保育幼稚園課	保育士研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・園内人権研修会 ・市内人権研修会 ・滋賀県人権保育研究集会 ・夏季学習会 ・滋賀県人権教育研究大会 ・全国人権保育研究集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・各園で職員人権研修を実施 ・市の職員人権研修を実施（2回） ・滋賀県人権保育研究集会に参加 ・夏季学習会に参加 ・全国人権保育研究集会に参加 	参集型研修会への参加が増え、新しい知識を得たり他者の意見を聞いたりすることで、人権意識や感覚をより一層磨いていく。	継続した人権研修を行い、保育士自身の人権意識や感覚をより一層磨いていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・園内人権研修会 ・市内人権研修会 ・滋賀県人権保育研究集会 ・夏季学習会 ・滋賀県人権教育研究大会 ・全国人権保育研究集会
	商工労政課	男女共同参画推進事業	国や滋賀県、また区・自治会、自治振興会（まちづくり協議会）等、市内の企業等、市工業会、市商工会などと協力し、事業を実施した。	<p>ワーク・ライフ・バランス推進事業では、イクボスKOKAネットワークと区・自治会、自治振興会（まちづくり協議会）等が連携した事業を実施した。</p> <p>女性のお仕事フェアでは、滋賀県・ハローワーク甲賀と共に開催した。</p> <p>女性の起業・キャリアアップ支援事業では、商工会と連携し事業を実施した。</p>	国や滋賀県、また区・自治会、自治振興会、市内の企業等、市工業会、市商工会などと協力し、事業を実施し連携を図った。	市内の男女共同参画・女性活躍推進のためにには、区・自治会、自治振興会等や市内企業等と連携した事業を実施する必要がある。	国や滋賀県、近隣自治体、また市民や区・自治会、自治振興会等、市内の企業等、市工業会、市商工会などとの連携しながら事業を実施する。
国や滋賀県、近隣自治体、また市民や区・自治会、自治振興会（まちづくり協議会）等、市内の企業等、市工業会、市商工会などとの連携を強化する。	市民活動推進課	地域課題解決推進事業 市民協働事業提案制度事業	甲賀市まちづくり基本条例の見直しやまるーむの運営方針を検討するに当たり、区・自治会、大学教授、市民活動団体、社会福祉協議会など自治振興会その他各種団体との連携を強化するとともに女性の参画を促す。	委員には、区・自治会長等をはじめ、商工会、大学教授、市民活動団体、社会福祉協議会などから参画いただくとともに、女性にも多く参画いただいた。	中間支援の在り方及び甲賀市まちづくり基本条例の見直しに当たっては、多種多様な団体から意見をいただくことで、議論が深まった。	中間支援の在り方に関する提言をいただいたが、深まった議論の中からどのように中間支援体制を整える。また、講座の開催等による市民活動団体等への支援を実施し、まちづくりに関わる市民のすそ野を広げる。女性の参画を促す。	まちづくり推進員を2名増員し、中間支援組織
	商工労政課	男女共同参画推進事業	ホームページにおいて、計画の進捗状況報告を公表する。	ホームページにおいて、男女共同参画審議会の会議録や資料、また、計画の進捗状況報告書を公表した。	市民の方に、市の現状を知っていただくことができた。また、審議会で出た意見等を計画の見直しに反映できた。	ホームページのみならず、他のSNS等を使った公表方法等をする必要がある。	ホームページや他のSNSなども活用し、計画の進捗状況について公表する。
男女共同参画計画を推進するため、進捗状況を市民に公表し、施策に反映する。	商工労政課	男女共同参画推進事業	男女共同参画推進本部会を2回開催した。	甲賀市男女共同参画推進本部会を2回開催した。 6/3開催 8/22開催	定期的に開催し総合的かつ効果的な推進を図った。	甲賀市男女共同参画推進本部の部長級の女性比率が低い。	甲賀市男女共同参画推進本部会を定期的に開催し、各課が連携し、男女共同参画・女性活躍について総合的かつ効果的な取り組みを進める。
「甲賀市男女共同参画推進本部会」を定期的に開催し総合的かつ効果的な推進を図る。	商工労政課	男女共同参画推進事業	甲賀市男女共同参画審議会を2回開催した。	・甲賀市男女共同参画審議会を2回開催した。 6/27開催 10/3開催	計画の進捗状況の報告はじめ、各施策の課題に対する意見を多く聞くことができた。	「甲賀市男女共同参画審議会」を定期的に開催し、計画の進捗状況を報告し、各施策に意見を反映することで、さらなる計画の推進を図る必要がある。	甲賀市男女共同参画審議会を定期的に開催し、審議会委員からの意見収集に努め、施策構築に繋げる。
「甲賀市男女共同参画審議会」を定期的に開催し、計画の進捗状況を報告し、各施策に意見を反映することで、さらなる計画の推進を図る。	商工労政課	男女共同参画推進事業	甲賀市男女共同参画審議会を2回開催した。	・甲賀市男女共同参画審議会を2回開催した。 6/27開催 10/3開催	計画の進捗状況の報告はじめ、各施策の課題に対する意見を多く聞くことができた。	「甲賀市男女共同参画審議会」を定期的に開催し、計画の進捗状況を報告し、各施策に意見を反映することで、さらなる計画の推進を図る必要がある。	甲賀市男女共同参画審議会を定期的に開催し、審議会委員からの意見収集に努め、施策構築に繋げる。

計画推進の目標指標実績

○父親の育児参加率

【子育て政策課】

4ヶ月、1歳8ヶ月、3歳6ヶ月乳幼児健康診査時の質問票「現在、お父さんはお子さんの育児をしていますか」の間に「よくやっている」と答えている割合		令和2年度 (4月～2月)	令和3年度 (4月～2月)	令和4年度 (4月～3月)	令和5年度 (4月～3月)	令和6年度 (4月～3月)
	4ヶ月健診	65.0%	61.2%	60.9%	62.5%	62.5%
	1歳8ヶ月健診	57.2%	61.1%	56.9%	66.0%	66.0%
	3歳6ヶ月健診	55.5%	58.2%	55.7%	57.8%	61.3%